資料

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関する論点整理（案）

第１節　問題の所在

１．検討の経緯

近年，デジタル・ネットワークの進展に伴い，インターネット上において音楽・アニメ・映画・放送・マンガ・ゲームなどのコンテンツの違法流通をはじめとするインターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。その背景の一つとして，自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず，他のウェブサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報等を提供して利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト（いわゆるリーチサイト）等を通じて行われる侵害コンテンツへの誘導行為の存在が指摘されている。リーチサイト等は，消費者が侵害コンテンツに到達することを容易にすることを通じて著作権侵害を助長するものであり，著作権者による正規版の展開の阻害要因となるなど，著作権者の得るべき正当な利益を大きく害するものであることから，これへの対応が求められている。

この点については，政府の知的財産戦略本部においても議論が行われており，「知的財産推進計画２０１６」（平成２８年５月知的財産戦略本部）においてリーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応について検討を進める旨が定められた上で，「知的財産推進計画２０１８」（平成３０年５月知的財産戦略本部）においても，「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して，権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ，関係者の意見を十分に踏まえ，速やかな法案提出に向けて，必要な措置を講じる。」とされている。

また，昨今，運営管理者の特定が困難であり，侵害コンテンツの削除要請すらできないマンガを中心とする巨大海賊版サイトが出現し，多くのインターネットユーザのアクセスが集中する中，順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売上げが激減するなど，著作権者，著作隣接権者又は出版権者の権利が著しく損なわれる事態となっているとの認識の下，更なる権利侵害の拡大を食い止めること等を目的として，政府の知的財産戦略本部の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」（以下「タスクフォース」という。）が設置され，対策について検討が進められている。タスクフォースにおいては，インターネット上の海賊版サイトに対する総合的な対策を取りまとめるべく様々な手法について検討が行われており，その中では，リーチサイトへの対応や，後述するインターネット情報検索サービスへの対応も挙げられている。

本小委員会においては，上記のような社会状況及び政府全体の動向等を踏まえ，平成２８年度以来，関係するステークホルダーの意見聴取等を行いつつ，本問題への対応方策について検討を進めてきた。

２．リンク情報等の提供による侵害コンテンツへの誘導行為に係る現状

（１）リーチサイト・リーチアプリ

電気通信大学が行った調査[1]において，リーチサイトの実態等について以下のような報告がなされている。侵害コンテンツへのリンク情報を掲載するリーチサイト[2]として５７１のサイトの存在が把握され，それらはテレビ放送，映画，音楽，コミック，ゲームといったジャンルに特化したものとなっている。リーチサイトにおいては，侵害コンテンツを放送曜日（放送番組の場合）やジャンルごとに分類して表示することなどによりユーザが探したいコンテンツに到達しやすいようにするための工夫が施されている。リーチサイトを通じた侵害コンテンツへのアクセスのインパクトについては，放送アニメ作品を対象としたサンプル調査の結果，まとめ型リーチサイトにリンクが張られている動画の平均視聴数が，そうでない動画に比べて約６２倍であったとされている。

また，本小委員会において行った権利者へのヒアリング[3]において，リーチサイトにおいては，音楽，マンガ，雑誌，アニメ，放送番組等様々なコンテンツへのリンク情報が提供されている旨の他，リーチサイトの現状や課題について以下のような報告があった。また，昨今では侵害コンテンツへのリンク情報等の提供を行うスマートフォン用のアプリケーション（いわゆるリーチアプリ）が問題となっている点についても報告があった（リーチサイト及びリーチアプリのイメージ等については別添１参照）。

〔マンガ関係者〕

・１つのリーチサイトに掲載されている作品数は 7,000～15,000 程度であり，大手リーチサイト１４サイトの合計訪問者数は，延べ約 6,000万人／月である。

・リーチサイトには，発売直後の漫画雑誌やコミックスの違法ファイルのリンクが掲載されている。近年は，漫画だけではなく，一般雑誌，ライトノベル，写真集などに対象範囲が拡大されてきている。

・リーチサイトには，サイバーロッカーに蔵置されており汎用検索エンジンでは検索できない侵害コンテンツへのリンクが多く掲載されている。

・リーチサイトに掲載されているサイバーロッカーのリンク先を削除しても別のリンクを掲載されてしまうので，ユーザにとっては利便性が減らず，常にリーチサイトを介してダウンロードできる状態にある。つまり，ユーザと違法ファイルを結ぶ結節点であるリーチサイトをつぶさないと，ユーザが違法ファイルをダウンロードできるという状態が続いてしまう。

---

[1] 「リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」（平成２４年３月　電気通信大学）８６・８７頁

[2] 調査研究ではリンク情報を掲載してまとめたものをまとめ型リーチサイト，リンク情報を掲載せず外部サイトから検索するための検索窓を設定したものを検索型リーチサイトと呼んでいるが，ここでは前者を紹介する。

[3] 平成２８年度小委員会（第２回）（非公開審議）

・悪質なリンク投稿型サイトでは，簡単にリンクを投稿できるように投稿フォームが準備されており，タイトルや ＵＲＬをフォームに入力するだけで，リンクを投稿できるようになっている。リーチサイトの運営者は，リンクに著作物性はないので違法ではないと主張しているが，さらに，このようなリンク投稿型リーチサイトの運営者は，「場を提供しているだけだ」と堂々と主張し，出版社の警告にも応じない。

〔アニメ関係者〕

・テレビ放送の直後３０分以内に各国語の字幕付きでアップロードされたり，劇場公開初日に盗撮されてアップロードされたり，ＤＶＤ発売日にリッピングされてアップロードされたりして，インターネット上に広がってしまうため，正規版の商売が成り立たなくなってしまっている。

・リーチサイトには，過去に放送された作品や放送中の作品全部のリンクをまとめて掲載されている。

・日本のアニメに関するリーチサイトの場合，表記が英語中心であっても日本人が利用することが多い。

・リーチサイト運営者は「著作権侵害はしていない」，「違法ファイルを置いてあるサイバーロッカーとＵＧＣサイトに言ってくれ」と言い，削除要請に応じない。

〔音楽関係者１〕

・リーチサイト上では，様々な会社のアーティストの楽曲のリンクが掲載されており，発売されたばかりの楽曲のリンクも掲載されている。

・リーチサイトのリンクの切除の法的根拠が難しいため，抜本的な対策が取れていない。

・リーチサイトの運営者と著作物の違法アップロードする者は同一人物か共犯関係があると思われるが，国をまたいでいるためそのつながりを立証することは困難である。

・リーチアプリの中には音楽が組み込まれていないが，アプリを介して中国の無許諾の音楽配信サイトに接続し，そこから音楽を再生することが可能となっている。

・リーチサイトやリーチアプリには，一つの作品について複数のストレージサイトのリンクが掲載されているため，ストレージサイトに削除要請をしても，時間差で削除・アップが行われるため，ユーザは常に所望の音楽を手に入れることができることになってしまっている。

〔音楽関係者２〕

・リンクによる誘導行為は，ハイパーリンクによるものとエンベッドによるものの ２つ のタイプに分かれる。エンベッドによるタイプでは，他人が配信しているコンテンツ をその配信元サイトの画面に遷移せずにユーザに提供していることから，画面上はリンク提供者が直接的に送信している場合と何ら変わらない。

・リーチサイトがなければ，ユーザはコンテンツにたどり着けない。リーチサイトは違法ダウンロード等を可能にしている存在である。

・リーチサイト運営者に対してリンクの削除を求めても，法的根拠が曖昧であるとして応じてくれない場合があるなど対応が限定的である。

・インターネット広告事業者団体等に対して広告遮断を求めても，法的根拠が曖昧であるとして応じてくれない場合があるなど対応が限定的である。

・直接侵害者の通知先ですら把握することは容易ではなく，リーチサイトの場合，違法性が明確でないために，運営者の連絡先を把握することがさらに困難となっている。

〔音楽関係者２〕

・権利者からの削除要請を免れるため，リーチサイトを利用する動きがある。

・サイトによっては，警察の捜査に非協力的な場合がある。

・ブログに違法コンテンツへのリンクがまとめられているものがあり，適法な公式サイトへのリンクが一部含まれている場合もある。

・リーチサイト等を利用した行為の悪質化・巧妙化により，権利者の手間と費用がかさむ傾向にある。

〔侵害対策機関〕

・リーチサイトには，当日放送された番組のリンクが掲載されているなど，非常に早い速度で掲載される。

・リーチサイトには，削除通知を出してもリンクを切除しないサイトが散見される。また，そもそも削除要請の通知先を用意していないサイトが多数ある。

・現在は，若年層が ＰＣを持たずにスマートフォンしか持っていないという状況があり，ユーザを違法コンテンツに誘導するアプリが非常に問題になっている。ユーザを違法コンテンツに誘導するアプリの場合，これをダウンロードすると，２～３ クリックで違法動画に到達することができる簡便なものとなっている。

・ユーザを違法コンテンツに誘導するアプリには３タイプある。一つ目は，アプリの中にリンクが張られているもの。リンクを更新するためには，ユーザにアプリを再ダウンロードさせる必要があるため，現状では極めて少ない。二つ目は，ユーザがアプリを起動するとサーバーに置かれたリンク集を取り込むもの。このタイプの中には，アプリを起動すると同時に勝手に最新のリンク集を取り込む形のものと，検索することによって，検索に応じたリンク集を取り込むという形のものがある。三つ目は，特定のサイトに飛ばし，アプリの中で特定サイト内での検索ができるもの。検索システムは，当該特定サイトの検索システムを利用して検索をさせる形のものと，当該特定サイト以外の汎用検

索エンジンを利用して検索させる形のものがある。後者の場合，アプリの中で検索エンジンの条件設定やフィルタリングを行い，特定の動画だけ出るというようになっている。

・違法にアップロードされた動画ファイル自体の名称に，内容を示すキーワードが含まれていなくても，ユーザはリーチサイトやリーチアプリを介して違法動画にたどり着くことができるようになる。

・把握している６０のリーチサイトのうち，５２サイトが日本国内で運営されていると推察される。

・刑事手続については，正犯の検挙が困難であるために，その幇助に当たるリーチサイト・リーチアプリ運営者について日本の刑事手続を踏むことが困難な状況にある。

〔出版広報センター・緊急海賊版緊急対策ＷＧ〕

・削除に応じるが再掲載を繰り返す悪質な６つのリーチサイトでの削除ファイル数は９か月間で２６８万に上るが，閉鎖には追い込めずにいる。

・はるか夢の址という日本最大級のリーチサイトが摘発されたが，いまだにかなりの数のリーチサイトが健在。一番大手のリーチサイトでは本年６月の月間訪問者がでは１，６００万人を超えている。他にも月間訪問者が３００万や１００万人を超えるリーチサイトが複数ある。

（２）インターネット情報検索サービス

インターネット情報検索サービスは，基本的にインターネット上の情報をプログラムによって自動的かつ網羅的に収集し，検索の対象としているため，同サービスの検索結果の中にはリーチサイトや海賊版サイト内に掲載された個々の侵害コンテンツに係るリンク情報が表示されたり，リーチサイトや海賊版サイトのトップページが表示されたりすることがある。本小委員会では，同サービスを巡る実態と課題について，これまで数度にわたって権利者及びインターネット情報検索サービス事業者からヒアリングを行ってきた。その概要は以下のとおりである。

インターネット情報検索サービス事業者[4]からは，検索サービスにおけるリーチサイトや海賊版サイトに係る対応について以下のとおり説明されている。

・グーグルはウェブ上にある６０兆以上のページを瞬時に検索することをやっており，中立的な立場で情報を届けることがミッションの一つ。しかし，著作権を侵害する情報を届けたいと思っているわけではないので，著作権侵害については権利者の方々と一緒に戦わせてもらっている。

[4] 平成２９年度小委員会（第２回）及び平成３０年度小委員会（第２回）におけるグーグル合同会社へのヒアリング

・なお，例えば「終末のハーレム」のみを検索している人の数に比べれば「終末のハーレム　ｚｉｐ」で検索している人が相対的に見ればゼロに近いといえるほど少ない。海賊版を探しているユーザはごくわずか。

・デジタルミレニアム著作権法（ＤＭＣＡ）に基づき，侵害コンテンツに係るリンク情報について権利者から所定のフォームによるリクエストを受けて削除を行っている。５億５，８００万のユーザからのリクエストに対応して９８％以上を削除しており，残りの２％は申立ての不備等を理由とするもの。リクエストがあってから平均で６時間以内に対応している。

・権利者からのリクエストを受け取った際，正当なリクエストであれば，リーチサイトのものか侵害サイトのものかは区別せず，検索結果からの削除を行っている。何％著作権侵害のものがあったら，というような基準や，何リンク先までいいという基準があるわけではなく，リンク先のサイトを見たユーザが著作権侵害のコンテンツに容易にたどり着くかどうかというところで削除の判断をしている。

・サイトのトップページであっても，（トップページの下層のページに悪いものがあるということではなく）そのトップページについて正当なＤＭＣＡリクエストがあれば対応できる。

・検索結果から削除されると，どのような検索用語（クエリー）で検索しても結果に表示されることはなくなる。

・さらにTrusted Copyright Removal Programを設けており，そのトラステッド・パートナーになった者については，バルクのリクエストが可能になる他，専門の相談窓口がつく。

・ＤＭＣＡの削除通知を検索結果のランキングを評価するアルゴリズムに活用して，悪意のあるサイトを検索結果上で降格するシグナルとして利用している。降格シグナルが働くと当該サイトは検索のトップページには表示されなくなるため，過去の経験ではトラフィックは平均で８９％減少する。なお，降格シグナルは，削除通知が何件あれば働くというふうに説明できるものではなく，降格シグナル自体も検索のあらゆるアルゴリズムの一つとして使っている。アクセスが多いサイトや規模が大きいサイトの場合は，その規模に応じてシグナルが働くため，ＤＭＣＡの削除通知の絶対数が多いとしても降格シグナルが働くには十分でないということも起きるし，サイトに応じてシグナルが働くタイミングも異なるので，権利者が望むほど早急には働かないという状況も過去にはある。

・この仕組みは世界中で同じように動いており日本の権利者からのリクエストも同様に処理している。

本小委員会における権利者側の説明[5]によれば，インターネット情報検索サービス事業者における検索結果の削除対応については，以下のように変遷しており，最近では，リーチサイトのトップページの削除には応じてもらえないものの，個別ページについては対応されるようになっているとのことだった。

平成２８年前半：法的に不明確であるとの理由によりリーチサイト全般について対応されなかった

平成２９年２月：一部のリーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについて対応された（申請６６件中５４件について拒否）。

平成２９年７月：リーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについて対応されるようになった。

そのような状況を前提としつつ，権利者側からは，直近の状況においてインターネット情報検索サービスが侵害コンテンツの拡散に与えている影響について次のような報告[6]がなされている。

〔出版広報センター・緊急海賊版緊急対策ＷＧ〕

・検索キーワードにメジャーな作品名だけを入れると公式ページが出てくるが，「zip」「rar」「無料」等と入れると，いわゆる海賊版サイトやリーチサイトのヒット率が各段に高まる。

・漫画村の場合，全アクセスのうち検索サービスの経由のものの占める割合が，初期（２０１７年中旬～８月中旬）では３２％，閉鎖直前（２０１８年３月中旬～４月中旬）では２４％であり，閉鎖直前に至るまで検索サービスの検索結果に表示される状態が続いていた。

・新規の海賊版サイト登場の際に特に果たす役割が大きい。最大手のリーチサイトＡでは全アクセスのうち検索サービスの経由のものの占める割合が，２０１７年１月中旬から２月下旬では１９．４％であったが，２０１８年５月中旬～６月中旬では２．６％になった。時間が経過するとブックマークをして直接訪問する者が増えることがうかがえる。

・長期間にわたって存在するリーチサイトについても，依然として，検索サービス経由でのアクセスが２１．６％や２４．４％となっているものがある。

・リーチサイト内の侵害コンテンツのリンクについて，月に約６万件の削除リクエストを送っている。そうしたサイトについて，トップページが検索結果に表示されなくなったケースは幾つもあり感謝しているが，どのくらいの数の削除リクエストを送れば

[5] 平成２９年度小委員会（第３回）におけるコンテンツ流通促進機構（ＣＯＤＡ）へのヒアリング
[6] 平成３０年度小委員会（第２回）における出版広報センター・緊急海賊版緊急対策ＷＧ及びＣＯＤＡへのヒアリング

表示が抑制されるのかが分からない状態なので，先行きの見えないまま削除リクエストを送り続けなければならないのはつらい。

・漫画村はサイト内のコンテンツについて多くの削除リクエストを送っていたが，全然検索結果のトップページからの削除が行われなかったが，２０１８年４月に突然ページ全体が表示されなくなった。どういう力学が働いたのかが分からない。

〔一般社団法人日本映画製作者連盟，一般社団法人日本動画協会，一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構〕

・ＣＯＤＡはグーグルから簡易な検索結果表示抑止の申請ツールをもらっているので基本的には申請後２４時間以内に，迅速な対応をしてもらっている。

・グーグルでは，侵害コンテンツのページについてはほぼ１００％に近い割合で削除が承認されているし，次のようなトップページ以外のページについてもスムーズに削除対応をしてもらっている。ただし，リーチサイト内で著作物のタイトル（ONE PIECE）でページ内検索をかけた結果でてきたページは，対応が「保留」となっている。

－トップページの下の「アニメ一覧」のページや「新着New」のページ

－リーチサイト内にあるリンクで特定の著作物のタイトル（ONE PIECE）をクリックした先の当該タイトルの著作物の各話へのリンク（１～５０話へのリンク，５１話～１００話へのリンク）を集めたページ

・トップページについては削除が拒否されている。その理由はわからない。

また，大手インターネット情報検索サービスにおいて，「アニメ　無料」とのキーワードを用いて検索をすると，検索結果の１ページ目に表示されるリンク１０件中６件，上位３件が違法配信されているアニメのリーチサイトと疑われるサイトであった。また，「漫画　ダウンロード　無料　rar」とのキーワードを用いて検索すると，検索結果の１ページ目に表示されるリンク１０件中７件，上位７件が違法配信されているマンガのリーチサイトと疑われるサイトであった[7]。

（３）その他

リーチサイト・リーチアプリ，インターネット情報検索サービスのほかに，権利者から報告のあったケースとしては，大手の汎用的な目的のＵＧＣサイトにおいて，ゲームの違法コピーが蔵置されたサイトへのアクセス方法からダウンロード方法までを指南する解説とともに，コメント欄に違法コピー蔵置サイトのアドレスが掲載されているものの存在が報告された[8]。また，この他，正規品と酷似したゲームがアップロードされたサイトへのリンクや，技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避プログラムへのリンクが掲載されている場合もあるとのことだった。

[7] 平成３０年９月６日，Googleを用いて検索を実施。
[8] 平成２８年度小委員会（第２回）（非公開審議）におけるゲーム関係者からの提出意見

３．現行法による対応可能性

リーチサイト等において侵害コンテンツに係るリンク情報等を提供することによって侵害コンテンツに誘導する行為について，現行法上対応が可能であるかについて検討を行った。

著作権侵害コンテンツに係るリンク情報を提供する行為は，当該著作物の自動公衆送信又は送信可能化には該当しないとの判断を行った裁判例（ロケットニュース２４事件，リツイート事件）[9]がある。著作権侵害コンテンツに係るリンク情報を提供する行為が公衆送信権侵害の幇助に該当するか否かについては，上記裁判例においても争われ，各事案における幇助への該当性は否定されたものの，ロケットニュース２４事件判決では，著作権侵害コンテンツに係るリンク情報の提供行為について，一定の場合に公衆送信権侵害の幇助が成立する可能性があることが示されたとの解釈論も展開されている[10]。本小委員会においても，リンク情報の提供行為は公衆送信権侵害の幇助に該当し得るとの意見が複数の委員から示された。

損害賠償請求が可能か否かについて，本小委員会における議論では，侵害コンテンツに係るリンク情報の提供行為のうち一定の悪質なものについては，当該行為が著作権侵害の幇助として，又は単独に，損害賠償請求の対象となり得るとの意見が出された。

差止請求については，上記のようにリンク情報を提供する行為が公衆送信権侵害に該当しないと理解した場合，これを理由として差止請求を行うことは基本的には困難であると考えられる。仮にリンク情報の提供行為が公衆送信権侵害の幇助に該当するとした場合に差止請求が認められるか否かについては，これを肯定的に捉える意見があった一方で，これを否定的に捉える意見が多く示された。

刑事罰については，現行法における解釈に関しては，一定の悪質な行為については現行法上も著作権侵害の幇助として刑事罰の対象になり得るとの意見が多く出された。一方で，第４節１．（２）でも述べるとおり，仮に幇助に当たる場合でも，実務上，正犯の立件ができない場合は立件が困難な場合が多いと考えられるとの意見も示された。

以上のことを踏まえ，本課題への対応の検討に当たり，とりわけ差止請求権の付与及び刑事罰の導入について検討を行う必要があると判断した。

---

[9] ロケットニュース２４事件（大阪地判平成２５・６・２０判時２２１８号１１２頁），リツイート事件（知財高判平成３０・４・２５（平成２８(ネ)１０１０１）裁判所ウェブサイト）

[10] 中川達也「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」ジュリスト２０１６年１１月号No.１４９９

第２節　関係者等の意見

本小委員会では，以上のような状況を踏まえた対応を検討するに当たって，関係するステークホルダーとして権利者団体，ＩＳＰ関係団体及び消費者団体から意見聴取を行った。また，本課題への対応の検討に当たり，リンク情報等の提供に対する差止請求権の付与が表現の自由の制約になる可能性もあることを踏まえ，憲法上の観点について憲法学者からの意見聴取も行った。

１．権利者団体[11]

本課題への対応の在り方について，権利者団体から提出のあった意見の概要は以下のとおりである。

＜リーチサイト・リーチアプリについて＞

・デジタル海賊版の窓口であるリーチサイトについて，迅速な対応をお願いしたい。〔マンガ関係者〕（アニメ関係者）

・スマートフォンの普及に伴い，アプリによる配信が主流となっている。特にアプリにおいては，コンテンツの接続先を把握することは容易ではなく，権利者も一般ユーザもそのコンテンツが適法であるか違法であるかは分からない。また，リーチサイト運営者等は，他人のコンテンツにタダ乗りして収入を得ている。そのため，リーチサイトの議論は，上記の実態に即した対応策を検討してほしい。（音楽関係者２）

・海外から日本のコンテンツが違法に配信されていると思われるが，日本の市場，日本の産業が被害を受けているという状況に対する対応策として，リーチサイトの対応も含めて複数の対策が取れるようにしてほしい。（放送関係者）

・法改正により，国内のリーチサイト，アプリ運営者を刑事摘発できるようにすること，海外のリーチサイトを検索エンジンの検索結果に表示されないようにすることを求める。法改正に当たっては，主観的要件（①著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツであることの情を知っていること。②著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツの拡散を助長する目的をもっていること。）を満たす違法コンテンツにリンクを張って公衆を誘導する行為を，著作権「みなし侵害」行為として，差止請求及び刑事罰の対象とすることを要望する。（侵害対策機関）

・対象著作物については，侵害行為者による翻案の可能性も考慮してほしい。（出版広報センター・緊急海賊版対策ＷＧ）

・対象著作物について，例えば動画の尺が違っているもの，動画のフィンガープリントをすり抜けるために，「枠」付きにしたり，反転させたり，明るさや色味を変えたりしたものや，字幕の挿入や音声の吹き替えを行ったものなど，侵害者が手を加えたものなどもアップロードされているので，これらも差止の対象から除外されないように配慮して

[11]平成２８年度小委員会（第３回）（非公開審議），平成３０年度小委員会（第２回）

ほしい。（一般社団法人日本映画製作者連盟，一般社団法人日本動画協会，一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）

＜インターネット情報検索サービスについて＞

・現在（個々の侵害コンテンツに係るものについては）順調に抑制申請は受理されているが，きちんと日本の著作権法に規定されれば将来的に安心。（出版広報センター・緊急海賊版対策ＷＧ）

・個々の侵害コンテンツについては対応が取られているが権利侵害コンテンツが掲載されているサイトのトップページについて対応が行われておらず，運用に改善すべき点はある。インターネット情報検索サービスへの差止請求については，リーチサイト対策に比して緊急性は高くないため，リーチサイトと同時に検討される必要はないが，継続して検討してほしい。（一般社団法人日本映画製作者連盟，一般社団法人日本動画協会，一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）

・運用の改善のために，インターネット情報検索サービスと権利者との協議の場を設けてほしい。例えば，一部の本当に悪質なサイトで協議が整ったものについては検索結果からそのトップページを削除するなどの運用ができればよい。（一般社団法人日本映画製作者連盟，一般社団法人日本動画協会，一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構）

・（Google，Bingの）検索結果表示抑制／降格メカニズムの明瞭化を行ってほしい。（出版広報センター・緊急海賊版対策ＷＧ）

・信頼性確認団体が認定した悪質なリーチサイトに関しては，個別ＵＲＬの抑制申請の積み重ねを要さずに降格シグナルを発生させてほしい。（出版広報センター・緊急海賊版対策ＷＧ）

＜その他について＞

・技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避プログラムをそうと知りながら拡散するためにリンクを張る行為も違法にしてほしい。（ゲーム関係者）

・（汎用的な目的のＵＧＣにおける侵害実態を踏まえ）違法コンテンツと知りながら拡散するためにリンクを張る行為については，たとえリンクが一つであったしても違法としてほしい。（ゲーム関係者）

２．ＩＳＰ関係団体，消費者団体[12]

本課題への対応の在り方について，ＩＳＰ関係団体及び消費者団体から提出のあった意見の概要は以下のとおりである。

[12] 平成２９年度小員会（第２回），平成３０年度小委員会（第２回）

＜総論＞

・リンクを伴う形で自己の意見を述べたりするような表現行為は，広くインターネットユーザの間で定着している一般的な表現手法になっており，このような現状を踏まえると，安易な法制面での規制強化は，国民の表現の自由に対して甚大な萎縮効果を招くおそれがある。法制面での規制に当たっては，国民の表現の自由とのバランスや表現の自由に対する萎縮効果を十分に考慮して慎重に検討を進めてほしい。（ヤフー株式会社）

・侵害サイトによる被害実態と現行法に基づく法執行の実態を十分に調査分析した上で，その実態に照らして，立法事実があるのかを慎重に検討してほしい。（ヤフー株式会社）

・リンクを含む記事が著作権侵害になり得るとなると，ユーザには少なからず萎縮効果が生じて，表現の自由が損なわれるおそれがある。（テレコムサービス協会）

・権利者の利益を不当に害する悪質なリーチサイトによって，著作権侵害コンテンツへのアクセスが拡散されることで，著作権侵害が助長されて多大な被害を受けているという声や，そのようなリーチサイトの違法性が問えない状況があり，それが進まないためにも法制面の対応強化が必要であるという考え方がある一方で，リンクの提供行為が表現行為の一部を構成する場合もあることから，リンクを張る行為が部分的であれ規制されることは，結果として，表現の自由，個人の発言の萎縮につながるという強い懸念が示されており，慎重な検討が望まれている。（日本知的財産協会）

・インターネットにおいてハイパーリンクは基幹技術であり，インターネットの利便性はハイパーリンクによってもたらされている。リンク行為を規制するということは，情報通信技術の発展全体に影響を及ぼす。（インターネットユーザ協会）

・ウェブサイトは，そのものに著作物性を持ったものがあり，明確にライセンスをされていないサイトも多い。著作物にリンクを張る行為を規制するということは，このようなウェブサイトにリンクを張ることそのものを規制の対象とすることになる。これは表現の自由，そしてインターネットの技術そのものを脅かし，非常に大きな影響を与える。ゆえにリーチサイト規制には反対である。（インターネットユーザ協会）

・仮にリーチサイトを禁止したとしても，リーチサイトの先にある違法なコンテンツは存在し続けるため，ＵＲＬそのもの，サイトの名前を使って，共有して，賢いユーザが簡単にたどり着けてしまうという状況は変わらない。そのため違法なコンテンツそのものに対して対策を急ぐべきではないか。（グーグル合同会社）

＜リーチサイト・リーチアプリについて＞

・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が策定している著作権関係ガイドラインは，リーチサイトを想定していないため，リーチサイトにデッドコピーへのリンクが掲載されている場合であっても，ガイドラインに基づく送信防止措置を講じることは困難な状況である。著作権関係ガイドラインに基づいて送信防止措置を実現するためには，ガイドラインの改訂以前に，どのようにリーチサイトの違法性が容易に判断できるかに

ついて，プロバイダと権利者団体のコンセンサスが必要になる。（テレコムサービス協会）

＜インターネット情報検索サービスについて＞

・検索エンジンは，ウェブサイトの所在を示すものであり，ウェブサイト自体を削除することはできない。インターネットでは，ウェブサイトが存在する以上は様々な方法でたどり着けてしまうことや，簡単に新たなウェブサイトを作れてしまうため，ＤＭＣＡという仕組み自体にも限界がある。資金源を断つことも含めて，いろいろなパッケージで対応していく必要がある。（グーグル合同会社）

・トップページが，何件ＤＭＣＡに基づく削除リクエストを出したら，どういう状況であれば降格するのかについて分かりやすく表示・公開できるといいという議論もあるが，サイト内の違法コンテンツの割合や，違法コンテンツへのリンクの数がどのくらいであればどうするということを公開してしまうと，逆にその裏をかいてくる者も多い。何より，そのような数値的な基準ではなく，そのサイトを見たユーザが著作権侵害のコンテンツに容易にたどり着くかどうかで判断している。（グーグル合同会社）

・日本で新しい法律ができて，それをベストプラクティスとしてほかの国が追随してしまうと，いろいろなフォーマットで削除通知をしなければいけないことになってしまい，逆に戦いのための時間を長引かせ，コストがより掛かってしまうことを危惧する。ＤＭＣＡに基づく通知をもらえれば，ノーティスアンドテークダウンのみならず，より効果的な方法をとらせてもらうことができるので，引き続きＤＭＣＡを活用してほしい。（グーグル合同会社）

・ＤＭＣＡの運用面での改善，例えばまだまだ新しい海賊版の形にフィットしていないといった点については，引き続きＣＯＤＡや出版社等との話合いで民間レベルで取り組む方が，権利者の方と一緒に著作権侵害に対していい戦いができると考えている。（グーグル合同会社）

３．憲法学者

本課題への対応を検討するに当たって憲法的観点から考慮すべき事項や限界等を明らかにするため，憲法学者の木下昌彦氏[13]より意見の提出を受けた。その概要は以下のとおりである。

（１）リーチサイト規制と表現の自由について

リーチサイト規制と表現の自由については，リンク情報の提供行為は表現の自由によって保護されるが公共の福祉による制限の下にあるとした上で，違法にアップロードされた動画等自体のＵＲＬを提供する行為の規制は伝統的な著作権法の枠組みの範囲内での規

[13] 神戸大学大学院法学研究科准教授

制と実質的に同視できるため，「厳格な基準」に基づく利益衡量を持ち出すまでもなく，直ちに憲法上の問題は生じないとしている。また，伝統的な著作権法の枠組みの範疇から外れる余地があるものとして「厳格な基準」を併用するバランシング・アプローチに基づく判断をしたとしても，規制の必要性を裏付ける立法事実はあるとしている。その上で，委縮効果への配慮から対象を海賊版に限定することや，引用等に係る表現の自由との調整の必要性について検討することが求められている。

【参考】木下氏発表内容のポイント[14]

Ⅰ　表現行為としてのＵＲＬ提供行為

ＵＲＬの提供行為が表現行為となり，それを違法として削除を求めることが表現行為の制約になるという考え方が示された最高裁決定がある。理論的にも，インターネットにおいては，情報の場所を示すＵＲＬの提供は意見交換や情報摂取の過程において不可欠な役割を担うものであり，その重要性に鑑みれば，ＵＲＬ提供行為は表現行為として捉えられ，憲法２１条１項における表現の自由として保護されると考えられる。もっとも，絶対無制約なものではなく，公共の福祉による制限の下にある。必要かつ合理的な制約である限り，表現の自由に対する制約も可能である。

Ⅱ　ＵＲＬ提供行為に対する規制を考えるに当たっての基本的枠組み

ⅰ　表現の自由に対する規制の憲法適合性に関する基本枠組み

表現の自由のように優越的地位を占める人権の制約に対しては，単純な利益衡量ではなく，「厳格な基準 」ないし「厳格な基準を意識・配慮した基準」を併用する必要があるというのが今日の判例及び憲法の通説の立場である。

ⅱ「表現そのもの」に対する規制の憲法適合性についての二段階アプローチ

違法動画のＵＲＬ提供行為やそれを掲載するサイトを規制することは，「表現そのもの」を対象に「表現そのもの」の抑止を狙いとしてなされるものであり，それだけを取り出せば，「厳格な基準」に基づき判断されるべき典型的な規制である。もっとも，同じく「表現そのもの」に対する規制の典型として知られるわいせつ規制においては，判例は，利益衡量論より，あらかじめ合憲となるものとして絞り込まれた特定の範疇に当該表現行為が含まれるかどうかを検討することで当該規制の合憲性を判断する手法（「カテゴリカル・アプローチ」）を採用している。

最高裁は全てにおいてカテゴリカル・アプローチで判断しているわけでもない。わいせつ表現物の輸入規制が問題となった事件では，カテゴリカルに刑法１７５条１項（わいせつ物頒布等）におけるわいせつ表現物の「頒布」あるいは「公然陳列」に該当すると言える場合，それは合憲的に規制できることになるが，「頒布」や「公然陳列」というもの自体には該当せず，それを防ぐための措置である場合には，利益衡量論に基づく憲法判断（「バランシング・アプローチ」）を，「厳格な基準」を用いて行う２段階の方法をとっている。

ⅲ　著作権保護を目的としたＵＲＬ提供行為に対する規制の憲法適合性についての基本的判断枠組み

著作権保護を目的とした憲法判断の方法について，確立した判例，学説は存在しないが，基本的には，わいせつ規制に見られるように，カテゴリカル・アプローチとバランシング・アプローチの両方の観点から考えることが適切である。

[14] 発表内容については，ここでは紙幅の都合上，要約して紹介するが，詳細については，平成２９年度小委員会（第３回）資料３を参照されたい。

新たな著作権侵害に対処するための新たな法制度を設定する場合も，伝統的な著作権法の枠組みの範囲内での規制と実質的に同視できる場合や既存の調整原理に基づき適切に調整がなされると解し得る限りは，法令それ自体の憲法上の問題は発生しない。また，著作権侵害行為に対する予防的措置についても，「幇助」や「教唆」といった伝統的な拡張法理のカテゴリーに収まる限りは，憲法上の問題は生じない。このようなカテゴリカル・アプローチが妥当する領域においては，著作権法それ自体の合憲性は，伝統的な意味あるいは核心的な意味での著作権侵害とは何か，「翻案」，「引用」，「幇助」，「教唆」とは何かという，いわば法解釈論に実質的に還元される。

「幇助」や「教唆」のカテゴリーを超えて，さらに，予防的に規制する場合には，原則的には「厳格な基準」を併用した利益衡量論に基づく必要がある。また，そのような予防的措置を必要とする立法事実の裏付けも必要になる。

Ⅲ　ＵＲＬ提供行為等に対する規制とその限界

ⅰ　違法動画等のＵＲＬを直接提供する行為に対する規制について

違法にアップロードされた動画等自体のＵＲＬを提供する行為は，社会的実態としては伝統的な著作権侵害である著作物を複製し頒布する行為とほぼ同一視できるものであって，その行為を新たに規制の対象とすることについては「厳格な基準」に基づく利益衡量を持ち出すまでもなく，直ちにそれが憲法上の問題を生じさせるとの評価に値するものではない。また，伝統的な著作権侵害行為の範疇から外れる余地があるものとして，「厳格な基準」を併用するバランシング・アプローチに基づく判断をしたとしても，それを規制する必要性を裏付ける立法事実はあると考えられ，多くのストレージサイトが海外に存在する上で違法動画の拡散を防止するためには，他に有効な手段も考えられない。

もっとも，著作権侵害があるかどうかは一般人にとっては判断が難しい場合もあり，単純に著作権侵害がある動画あるいは著作権侵害があるサイトのＵＲＬの提供を違法とすることは，有用なＵＲＬの提供行為について広く萎縮効果を与えてしまう可能性がある。そのため，規制対象となるＵＲＬについては海賊版等に限定する方がより憲法的要請にかなう。

違法にアップロードされたものは，その文脈にかかわらずあらゆるＵＲＬの提供行為を禁止できるかということについても慎重に考える必要がある。特に，引用として当該動画のＵＲＬを提供する行為を禁止することは，引用として著作物の利用を認めてきた伝統的な著作権法の調整原理に抵触する可能性がある。その意味で，違法にアップロードされた動画のＵＲＬ提供行為については規制の対象になり得るとしても，表現の自由との調整という観点から引用に関する適切な免責を設ける必要性については立法に当たって検討を要する。

リーチサイトの運営者に対しＵＲＬ削除の義務を課すことは，ＵＲＬを放置することが実質的にＵＲＬの提供と同視できるものであると考えられ，ＵＲＬ提供行為それ自体に対する規制と同様に憲法上の問題は生じない。

ⅱ　リーチサイトに対する規制について

サイト全体の差止めを求めることについては，サイトには違法動画サイトのＵＲＬ以外にも，当該動画の内容や感想，評価等，それ自体は著作権侵害に該当しない適法な表現行為が含まれている場合があることから，違法動画のＵＲＬ提供行為に対する規制以上に慎重になる必要がある。著作権侵害とは無関係な部分も含むサイト全体に規制を及ぼし得るとすることは，伝統的な著作権法の枠組みを超えて新たな規制を表現の自由に課すものと評価することができる。そのため，ＵＲＬ提供行為に対する規制とは異なり，リーチサイト全体に対する差止めの憲法適合性は，「厳格な基準」に基づく利益衡量に従って審査されるべき対象になるものと言える。

（２）インターネット情報検索サービスと著作権の法的保護について

いわゆる忘れられる権利が問題とされた平成２９年１月の最高裁決定[15]から得られる示唆を踏まえたインターネット情報検索サービスと著作権の法的保護の問題について意見の提出を受けた。

木下氏からは，平成２９年最決は，インターネット情報検索サービスのインターネット上の情報流通の基盤としての役割を踏まえても，検索結果の削除を法的に義務付けることは憲法上許容されることを当然の前提としている，との理解が示されている。また，平成２９年最決の示した明白性要件との関係では，著作権侵害については，著作権を法的に保護することが他の対立する諸利益よりも優越するということがそこでは既に含意されているものと考えられるため，改めて個別具体的な利益衡量論を持ち出す必要はなく，端的にＵＲＬによって識別されたウェブページに著作権侵害コンテンツが存在するか否かを検討すればよいとされている。他方，明白性要件によって避けようとした過剰削除の問題については配慮が必要である旨が述べられている。

【参考】木下氏発表内容のポイント[16]

＜平成２９年最決の射程＞

・平成２９年最決は重要判決であるが，その射程は形式的には大きく限定されたものである。平成２９年最決が問題としたプライバシーの法的保護は，基本的には，具体的な立法がない中での法的保護であって，明示的に立法によって法的保護を規定しようとした場合，その立法による法的保護が，憲法との関係においてどこまで許容されるかについても，もとより判断を含むものではない。そのため，著作権の法的保護を図るために，立法により，著作権に基づく検索結果削除請求権を法定する場合について，その憲法上の限界等を平成２９年最決から直接的に導出できるものではない。

・もっとも，当該決定が判決理由の中で示した基本的な論理は，合理的な理由のある限り，著作権事案においても十分に及び得るものと考えられる。そのため，当該決定は，著作権の法的保護についての憲法上の限界を考えるに当たってもまずは参考にすべき対象であると言える。

＜検索結果提供の法的位置づけ＞

・平成２９年最決が示した基本的な論理において第一に重要であるのは，当該決定が，検索事業者による特定の検索結果の提供行為を違法とし，その検索結果の削除を余儀なくすることは，検索事業者自身による「表現行為」に対する「制約」であり，さらに，「インターネット上の情報流通の基盤」という大きな役割に対する「制約」でもあるということを明確に示した点である。

・検索結果の提供を検索事業者自身の表現行為として位置づけることは，一面では，検索結果の提供についての法的責任が検索事業者自身にも帰属し得るということを含意するものとなる。しかし，一方で，表現行為として位置づけられた行為は，基本的に，憲法２１条１項による保障の対象になることから，検索結果の提供は，表現の自由に該当する行為として，憲法上の基礎付けを得ることになる。

[15] 最決平成２９年１月３１日民集７１巻１号６３頁（以下，平成２９年最決）
[16] 発表内容についてはここでは紙幅の都合上，要約して紹介するが，詳細については，平成３０年度小委員会（第２回）資料４を参照されたい。

・検索結果の削除の義務付けが情報流通の基盤的役割に対する制約として位置付けられたことの重要な帰結は，削除等の法的義務付けを課し得る要件について，検索結果提供の場合と通常のウェブサイト上での記事等の提供の場合とは異なるものとなり，特に，前者の場合の方が後者よりもより限定された場合にのみ削除が認められ得るということである。

＜検索結果削除の義務づけの可否＞

・平成２９年最決自体は直接的には憲法判断ではないものの，検索結果の削除を法的に義務づけることができる場合があることを最高裁自身が認めたものであることから，そこでは，そのような義務づけは憲法上も許容され得るものであるということが当然の前提にされていたものと考えられる。

・権利の性質に違いはあるものの，著作権であるからといって，プライバシーに認められた請求権を否定し得る特段の理由はないことから，著作権を保護するために同種の請求権を法定することもまた憲法上許容し得ると考えられる。

＜検索結果削除を義務づけることのできる要件＞

・平成２９年最決の大きな特徴は，単に利益衡量に基づき公表されない利益が優越する場合に削除を義務づけることができるとしたのではなく，さらに，その優越が「明らか」であることを削除の要件として加えたことにある。

・このように平成２９年最決が明白性を要求したことの趣旨について，同決定の担当調査官は，検索事業が果たす役割等を踏まえた上で，「削除の可否に関する判断が微妙な場合における安易な検索結果の削除は認められるべきではないという観点」があったものと解説している。

・平成２９年最決は，優越性の判断が微妙な場合においては，本来，プライバシー保護が優越しない場合であるにもかかわらず，検索事業者が自主的に削除したり，裁判所が削除命令を出してしまったりするという，いわば過剰削除が生じることを最小化するために明白性要件を課したものであると言える。

＜平成２９年最決が提示した判断方法と実態的要件の著作権法事案への応用＞

・最高裁が利益衡量論に依拠してきたのは，そもそもプライバシーの法的保護に関する明文の規定がなく，一般的な法原則である利益衡量に頼らざるを得なかったからという事情もあったものと解される。

・著作権については，著作権の法的保護の著作物の自由利用との間での利益衡量は，基本的には，既に著作権法の諸規定を通じて立法府によって示されていると言える。著作権侵害とされる行為については，著作権を法的に保護することが他の対立する諸利益よりも優越するということがそこでは既に含意されているものと考えられるため，著作権との関係においては，改めて個別具体的な利益衡量論を持ち出す必要はなく，端的にＵＲＬによって識別されたウェブページに著作権侵害コンテンツが存在するか否かを検討すればよいということになる。

・判断方法としての利益衡量とは異なり，公表されない利益の優越の明白性の要件については，著作権法事案においても考慮されるべき要件であると考えられる。プライバシー保護の場面で想定される過剰削除のリスクと弊害というものは，著作権に基づく削除についても等しく妥当する。

・平成２９年最決が示した枠組みを前提とした上で，それを著作権法に特有の事情を考慮に入れた上で再構成すると，特定のウェブページのＵＲＬが検索結果として提供される場合には，単に当該ウェブページに著作権侵害コンテンツが含まれるというだけの理由でそれを削除対象とすることは，過剰削除の弊害が大きいことから，当該ＵＲＬの提供の削除を請求することはできず，過剰削除の弊害の小さい場合，すなわち，当該ウェブページの内容が著作権侵害コンテンツであることが「明らか」である場合には，当該ＵＲＬの提供の削除を請求することができ

ると解することが適切であり，また，そう解することによって検索結果の提供が有する憲法的価値と著作権とのバランスが保たれるものと考える。

・著作権法上違法であることが「明らかな」の意味については，「明らか」要件を課すことの趣旨に鑑みれば，過剰削除となる危険性がほとんど考えられないような場合，例えば，現在，社会的に海賊版サイトとして問題になっているウェブサイトにおけるウェブページにおいて原作とそのままの動画や漫画が掲載されているような場合には，著作権侵害であることが明らかであると認定することに特段の疑義は生じないと考えられる。

第３節　検討の視点等

本小委員会においては，第２節において紹介した関係者等の意見も踏まえ，まず，本課題への対応方策を検討するに当たり踏まえるべき検討の視点について議論を行った。さらに，当該検討の視点を踏まえて，対応に当たっての基本的な考え方をまとめた。

１．検討の視点

リンク情報の提供行為は，インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり，表現行為として憲法第２１条第１項により保護される。もっとも，表現行為も，絶対無制限なものではなく，公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約を受ける。

表現の自由の制約に当たっては，厳格な基準[17]を併用しつつ，利益衡量[18]を行うことが要求される。そのため，検討に当たっては，表現の自由と著作権者の利益保護を比較考量し，公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約とすることが必要である。また，表現行為を規制する場合，憲法上保護に値する表現行為をしようとする者を萎縮させ，表現の自由を不当に制限する結果を招来するおそれのないよう[19]，規制の対象となるものとそうでないものとの区別の明確性についても配慮する必要がある。

侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為が幇助（正犯の行為を容易にする行為）に該当する場合には民事責任や刑事責任を負うこともあり得るが，リンク情報の提供行為全般について違法と適法の境界を画定するのは必ずしも容易ではない。そのため，今般の検討では，リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為による被害状況を踏まえ，差し当たり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して対応を検討することとした。

このことはすなわち，今般本小委員会が提言するリーチサイト等に関する制度整備は，侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為全般についての適法・違法の解釈に影響を与えることや，まして間接侵害一般に係る解釈に影響を与えることのいずれも企図するものではないことを意味する。そして，これらの点については，引き続き現行法の解釈に委ねられるものとして理解される必要がある。

２．対応に当たっての基本的な考え方

１．で述べた検討の視点に基づき，第１節２．で述べたリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為に係る実態を踏まえれば，今般の対応に当たり，次のような考え方を基本として対応方策を検討することが適当と考える。

---

[17]　厳格な基準としては，主として，「明白かつ現在の基準」，「必要最小限度の基準」（規制の対象・程度が必要最小限度であることを要求するもの），「LRAの基準」（規制の対象・程度がより制限的でない他の選び得る手段であるかどうかを審査するもの）が該当する（平成２９年度小委員会（第３回）資料３「木下氏提出資料」）

[18]　よど号判決以来，「自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは，右の目的のために制限が必要とされる程度と，制限される自由の内容及び性質，これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべき」として定式化されている。（平成２９年度小委員会（第３回）資料３「木下氏提出資料」）

[19]　最大判昭和５９年１２月１２日民集３８巻１２号１３０８頁[札幌税関検査事件]参照

権利者から報告のあった実態を踏まえれば，リーチサイトやリーチアプリを通じて行われる侵害コンテンツの送信による被害は深刻であると認められる。これらは，多くの場合，リンク情報等の提供を通じて侵害コンテンツへの到達を容易にし，かつ，利用者が関心のあるコンテンツを見つけやすいようにするための工夫を行うこと等を通じて，侵害コンテンツの拡散の助長を目的として開設・提供され（他の海賊版サイトや汎用クラウドロッカー等に蔵置された）侵害コンテンツのリンク情報等の提供が行われていることから，侵害コンテンツの拡散への寄与の度合いが大きいと認められる。これらのサイトは国内外のサーバー等を用いて様々な形で展開されており，国内法が及ぶものも及ばないものもあるものと考えられる。

また，消費者が侵害コンテンツに到達する経路（別添２参照）としては，リーチサイトや海賊版サイトにブックマークしておくことなどにより直接これらのサイトを訪問する方法のほか，第１節２．（２）で確認したように，インターネット情報検索サービスを経由するものが一定割合存在している（なお，インターネット情報検索サービスを経由するものについては，同サービスを通じて海賊版蔵置サイトやリーチサイト内に掲載された侵害コンテンツのリンク情報等を取得し，当該侵害コンテンツへのアクセスする方法のほか，同サービスを通じて海賊版蔵置サイトやリーチサイトのトップページに到達した上でこれらのサイトを通じて侵害コンテンツにアクセスする方法がある）。インターネット情報検索サービスは，サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの，利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することによって，侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しており，侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。

これらのことを踏まえ，インターネット上の権利侵害に関し権利保護の実効性を確保するという今般の制度改正の目的に照らせば，これらの経路（すなわちリーチサイト・リーチアプリ及びインターネット情報検索サービス）を通じて到達した消費者に対して行われる侵害コンテンツの送信による被害の発生の停止や予防の必要性は高いものと考えられる。

他方，海賊版蔵置サイトやリーチサイトのような場以外の場（例えば個人が一般的な言論活動を行うことを目的として開設しているSNSのアカウント等）において行われる表現の中に侵害コンテンツのリンク情報が単発的に含まれているようなケースについては，（ゲーム関係者から要望のあった汎用的なＵＧＣサイトにおける事案も含め）その被害実態が必ずしも明らかではない。したがって，正当な表現行為の萎縮が生じないよう，こうした場における表現行為は今般の法的措置の対象とはしないこととし，当該行為に対する差止請求の可否については，引き続き現行法の解釈・運用に委ねることとすることが適当であると考える。

第４節　対応の方向性

１．リーチサイト・リーチアプリ等への対応について

（１）民事（差止請求）について

ア．総論

「第３節　２．対応に当たっての基本的な考え方」で述べたとおり，リーチサイト・リーチアプリは，利用者が侵害コンテンツに到達することを容易にする点で，類型的に，侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い「場・手段」であると評価でき，そのような「場・手段」を通じて侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供をする行為は，基本的には著作権侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者に与えるものであると評価できることから，著作権者の権利保護の実効性を確保するため，当該行為を，一定の条件の下で差止請求権の対象とすることが適当であると考えられる。

具体的には，リーチサイト・リーチアプリ等を通じて行われる侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供をする行為について，以下の要件を充足するような場合に，著作権等を侵害する行為とみなすこととするべきと考えられる。

注：以下は大まかな制度設計のコンセプトを示したものであり，下記の文言をそのまま法律の条文に反映させることを意図するものではない。

イ．場・手段について

差止請求の対象とするべき「場・手段」は，社会通念上いわゆる「リーチサイト」・「リーチアプリ」として認知されているような，類型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものに限定することが適当であると考えられる。

そうした場・手段に限定する方法としては，例えば，「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されているものと認められるウェブサイト等[20]」，「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」など[21]として，サイトの開設等の目的や客観的に果たしている機能に着目して，侵害コンテンツへの到達を容易にすることを通じて侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場等に限定することが考えられる。限定の方法については，サイトの開設等の目的と客観的に果たしている機能の両方に着目するべきといった意見もあった。

---

[20] 「ウェブサイト等」とは，ここでは社会通念上一体として認められるまとまり程度のことを指す。例えばツイッターのアカウントが「ウェブサイト等」に該当し，各つぶやきは当該「ウェブサイト等」を構成する部分として評価されることを想定している。また，侵害コンテンツの拡散の度合いを考えれば，ネットワークを通じて機能することが想定されるものに限定されるべきであり，例えば紙媒体の雑誌等は「ウェブサイト等」に入らないものとして想定している。

[21] このほか，例えばウェブサイトの性格について侵害コンテンツへの到達を容易にしているという側面に着目するならば「主として，違法に自動公衆送信されている著作物へ，公衆が到達することを容易にすることを目的で開設されている（又は，助長する機能を担っている）ウェブサイト等」といった要素によって対象を画することも考えられる。

具体的な制度設計に当たっては，こうした意見も踏まえ，目的と機能それぞれに着目する場合に生じる効果を吟味しつつ，検討が行われることが適当であると考えられる。

ウ．主観について

主観に係る要件としては，第三者がアップロードした著作物のリンク情報等の提供について差止の対象としようとするものであるところ，当該著作物のアップロードが違法なものであるか否かをリンク情報等の提供者が判断することが容易でない場面も存在すると考えられ，そのような場合にまで一律にみなし侵害の対象とした場合，表現の萎縮につながる可能性[22]もあることから，侵害コンテンツであることへの認識に関し一定の主観要件を課すことが適当であると考えられる。具体的には，「違法にアップロードされた著作物と知っている場合，又はそう知ることができたと認めるに足る相当の理由[23]がある場合」等として，侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合に限定することが適当であると考えられる。なお，この点については，イの「場・手段」に係る要件について，「違法な公衆送信を助長することを目的として開設されたウェブサイト等」とする場合にはリンク情報等の掲載者は違法にアップロードされた著作物と知っている，若しくは当然知ることができるのが通常であるといえるため，主観的要件は，場についての主観的要件の中に吸収され，不要ではないかとの意見もあった。

さらに，リーチサイト・リーチアプリのようにイで述べた要件を充足する場・手段であることについての認識があることを求めるべきか否かについても議論を行った。

この点については，

・表現の自由とのバランスの観点からも，違法にアップロードされた著作物であることに対する主観要件と同様のものを「場」に対する認識についても要求するというのがいいのではないか。

として，場に対する認識を要件とすることに積極的な意見があった。一方，

・客観的にリーチサイトと認められるようなものという要件が課せられているため，通常，リーチサイト等に接した人はリーチサイト等であるという認識があるだろうという推認ができることに加え，仮に知らなかったとしても，そこには重過失等があるのではないかと考えられる。

・リーチサイトは，幇助しているだけではなくて，教唆的，事後従犯的でもあり，複合的な，正犯と同視し得るような非常に悪質な行為である。場・手段や違法にアップロ

[22] 主観に関わらず侵害とみなすこととした場合でも，損害賠償請求は故意又は過失，罰則には故意が必要となるため，救済として認められるのは差止（リンク情報の削除）のみであり，削除自体は容易に行えるものであることから表現の委縮にはつながらないのではないかとの意見もあった。

[23] 過失も対象にする理由は，発信者情報開示請求が認められるための要件として「権利が侵害されたことが明らかである」ことが求められているため（プロバイダ責任制限法第４条），故意のある場合に限ってみなし侵害とすることとした場合，サイト運営者が自らリンク等を掲載せず誰でも自由に掲載できるタイプのリーチサイトにおいては，プロバイダに対してリンク等の掲載者に関する発信者情報開示請求ができなくなり，そして発信者情報開示請求ができなければ当該者に対して権利者が通知をすることもできず，故意要件を充足させることもできなくなるおそれがあるためである。

ードされた著作物であることについての主観要件によって悪質なものに絞られていれば，リーチサイトであることの認識は不要ではないか。

・場・手段に対する認識まで課すと権利者に求められる立証負担が大きい。

として，場・手段に対する認識を要件とすることに消極的な意見があった他，

・場・手段に係る要件については「機能」を要件とし，主観要件については違法にアップロードされた著作物であることについてのみ求め，場に対する認識は不要とする方がよいのではないか

として，場・手段についての要件との関係を踏まえて検討すべきとの意見もあった。

具体的な制度設計に当たっては，これら意見を踏まえ，場・手段に係る要件によって生じる効果を吟味しつつ，検討が行われることが適当であると考えられる。

なお，その他の主観要件として，「利益を得る目的」，「著作権者等の利益を害する目的」，「侵害コンテンツの拡散を助長する目的」といった要件を付すべきか否かについても検討を行った。この点については，現行法上，差止請求の対象となる行為に係る要件に主観要件が採用されている場合であっても，基本的に侵害に対する認識に関する要件以外の要件は付されていないこととの均衡の観点や，①において侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場等に対象を限定していることを踏まえれば，これらの要件をさらに加える必要はないものと考えられる。

エ．行為について

ｉ　侵害コンテンツへの誘導の直接性

侵害コンテンツへの誘導の直接性の観点からは，侵害コンテンツへの誘導の態様として，少なくとも以下のようなものが想定されるところ，どのような行為を差止の対象とすべきかが問題となる。

⑴侵害コンテンツのＵＲＬの掲載等
　例：サーバーに蔵置されている漫画ファイルの ＵＲＬ の掲載等
⑵侵害コンテンツが含まれているページのＵＲＬの掲載等
　例：いわゆるリーチサイト内における，動画投稿サイト内の各動画が掲載されているページの ＵＲＬ の掲載等
⑶⑵のＵＲＬの掲載等がされているページのＵＲＬの掲載等
　例：いわゆるリーチサイト内における，特定作品に係る侵害コンテンツが含まれているページのＵＲＬをまとめたページのＵＲＬの掲載等

この点については，リーチサイトの中には，上記（２）や（３）も含め様々な形で侵害コンテンツへのリンク情報等の提供が行われているところであり，例えば違法な動画投稿サイトにおいて個々の動画の視聴が可能となるページのリンク情報はエンベッドリンクの

形で動画を表示しているものも多いと考えられるところ，このようなケースも対象とする必要があると考えられる。

アで述べたとおり，今般の制度整備の趣旨は，リンク情報の提供等を通じて侵害コンテンツへの到達を容易にすることによって侵害コンテンツの拡散を助長する行為を，著作権侵害行為と同視すべき悪質な行為と評価して差止の対象としようとすることにある。このことに照らせば，対象となる行為態様に係る要件の規定方法としては，リーチサイト等を巡る技術の進展や実態の変化に応じて制度整備の趣旨が適切に実現できるような柔軟性を備えたものとなるよう，（ＵＲＬの数で対象範囲を画定するといった硬直的な方法ではなく，）実質的に侵害コンテンツへの到達を容易に行えるようにする情報の提供等と評価できる行為であれば，これを差止請求の対象とすること適当であると考えられる。

ⅱ　侵害コンテンツへの誘導の方法

次に，侵害コンテンツへの誘導の方法の観点からは，侵害コンテンツへの誘導の方法として，少なくとも以下のようなものが想定されるところ，どのような行為を差止の対象とすべきかが問題となる。

⑴侵害コンテンツへの到達を容易にするリンク情報の掲載
⑵侵害コンテンツが多数掲載されているサイト内の検索機能を使用して，当該サイト内に蔵置されている侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」をリーチサイト等に掲載する行為
⑶汎用検索エンジンを使用して，侵害コンテンツが多数掲載されているサイト内を検索範囲として指定し，当該サイト内に蔵置されている侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」をリーチサイト等に掲載する行為

この点については，⑴のようなリンク情報を提供する方法のみならず，⑵や⑶のような侵害コンテンツが蔵置されているサイト内の検索機能を使用して侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」を掲載する行為も，侵害コンテンツに容易に到達できる手段を提供しているといえる限りにおいて，権利者に及ぶ不利益という観点からは同様の法的評価が可能と考えられる。

したがって，対象となる行為態様に係る要件の規定方法としては，アで述べたように，制度整備の趣旨が適切に実現できるような柔軟性を備えたものとなるよう，（特定の技術を念頭においた規定をするといった硬直的な方法ではなく，）実質的に侵害コンテンツへの到達を容易に行えるようにする情報の提供等と評価できる行為であれば，これを差止請求の対象とすること適当であると考えられる。

なお，ⅰ及びⅱの観点に関し，侵害コンテンツへの到達を容易にしているということに加えて，このリンクを踏めばすぐ侵害コンテンツにたどり着けるというように，そのリンク情報等と侵害コンテンツとの間の結び付きの密接性・直接性を求める必要があるとの意

見があった。具体的な制度設計に当たっては，このような意見も踏まえた適切な規定ぶりとなるよう検討が行われることが適当であると考えられる。

iii　リーチアプリの取扱い

リーチアプリについては，リンク情報等の提供の方法に応じて大きくは３つの類型（情報埋め込み型，外部情報取得型①，外部情報取得型②[24]）に分類して検討を行った。

情報埋め込み型及び外部情報取得型①―１[25]は，いずれも，アプリ提供者が侵害コンテンツへ容易に到達できるリンク情報そのものを提供しているものであるから，リーチサイトを通じて行われるリンク情報の提供と同様の評価ができるものと考えられる。

外部情報取得型①―２[26]及び外部情報取得型②については，アプリ提供者が侵害コンテンツへ容易に到達できるリンク情報そのものを直接提供するものではなく，当該情報を入手させるための検索の「指令」を提供するものであり，情報埋め込み型及び外部情報取得型①－１と比べて侵害コンテンツへの誘導への関与は相対的に間接的なものとなる。また，外部情報取得型①－２と外部情報取得型②の比較においては，侵害コンテンツへ容易に到達できるリンク情報を入手させるための検索システムそのものを提供するか否かという点において，侵害コンテンツへの誘導への関与の度合いが異なる。

もっとも，これらの差は相対的なものであり，差止請求の有無を決する上で決定的な差とまでは直ちには言えないことから，外部情報取得型①－２や外部情報取得型②についても，実質的に侵害コンテンツに容易に到達できる状態が実現されていると評価できるならば，先に述べた制度整備の趣旨に照らして，当該アプリにおけるリンク情報の提供行為が差止の対象となるようにすべきであると考えられる。

なお，アプリにおけるリンク情報の提供行為が差止の対象となった場合において当該アプリ提供行為全体の差止が認められるか否かについては，オにおいて検討するリーチサイト運営者に対する差止請求が認められるか否かの問題と基本的に同様の問題であると考えられる。

オ．差止請求の客体について（リーチサイト運営者に対する差止請求）

ⅰ　個々の著作物に係るリンク情報等の提供行為に関する差止請求について

リンク情報等の提供者がリーチサイトの開設者と異なる場合，今般の制度整備においては，一義的には，リンク情報等の提供者がみなし侵害行為の主体と評価されるため，当該リンク情報等の提供者に対する差止請求が認められることとなる。

---

[24] 「情報埋め込み型」：アプリないにリンク情報が埋め込まれているタイプ。「外部情報取得型①」：アプリ内にはリンク情報がなく，アプリ起動後にアプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ。「外部情報取得型②」：アプリ内にはリンク情報がなく，アプリ起動後にアプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ。イメージについては別添１参照。

[25] ユーザがアプリを起動すると自動的に，アプリ提供者が蔵置したリンク情報のリストを取得するタイプ。

[26] ユーザに，アプリ画面を介してアプリ提供者が用意した検索エンジンを使用させ，検索結果としてリンクを取得するタイプ。

もっとも，リンク情報等の掲載者にどのような者が該当するかについては，諸事情を勘案して総合的に判断されるところ，例えば，サイトを運営し，リンク情報等を削除する権限及び義務があるにもかかわらず第三者によって書き込まれたリンク情報等を削除せずに放置している者も，一定の場合にはリンク情報等の提供行為の主体と評価され，当該リンク情報等に関し，サイト運営者に対する差止請求が認められ得るものと考えられる。

具体的には，

・２ちゃんねる小学館事件[27]で示されたように，サイトの運営者がリンク情報等が掲載されている状態を放置すること自体が当該情報の掲載行為と評価されるような場合は，サイト運営者に対する差止が認められるのではないか。

との意見の他，

・リーチサイトは２ちゃんねるのような汎用的な目的の場ではなく侵害の助長を目的とした場等と定義されるのであるから，そうした場であるということを念頭において，２ちゃんねる小学館事件とは異なる法理によって侵害行為主体性が認められるのではないか

といった意見があった。

なお，サイト運営者に対する差止請求がどのような場合に認められるのかについて，実際の実務ではサイト運営者に対し削除依頼を行う方が一般的であり，差止請求の対象となる者やその要件を明らかにすることが法の予測可能性の向上につながるため，立法的対応を検討してほしいとの意見が関係者から寄せられた。これを踏まえ，その当否について検討を行ったところ，次のような意見があった。

・サイト運営者も一定の場合にはリンク情報提供行為の主体となり得るのであり，あえてリンク情報を現実に掲載するという一回的な行為を行った者とそうではない者を区別して，後者の責任について具体的に法律で定める必要性は高くないと考える。明確にすれば予測可能性に資するかもしれないが，柔軟に裁判所に解釈を委ねた方が，妥当に解決が導かれるということもある上，規定のし方によっては，そうした拡張的な規定がない限り，侵害の主体について柔軟に判断してはいけないという解釈を招き，著作権侵害の主体の判断の方法論一般に対して悪影響が及ぶことが懸念される。

個々のリンク情報等が差止請求の対象となる場合において，当該リンク情報等に関するサイト運営者に対する差止請求の可否等については，いわゆる「間接侵害」におけるサイト運営者の責任全般に関連するものである。立法的対応を行うことにより予測可能性の向上につながるという意義はあるものと考えられるが，上記のようにリーチサイトに限って

[27] 例えば，東京高裁平成１７年３月３日判決（平成１６（ネ）第２０６７号）では，「自己が提供し発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者は，これに書き込まれた発言が著作権侵害（公衆送信権の侵害）に当たるときには，そのような発言の提供の場を設けた者として，その侵害行為を放置している場合には，その侵害態様，著作権者からの申入れの態様，さらには発言者の対応いかんによっては，その放置自体が著作権侵害行為と評価すべき場合もあるというべき」とし，行為主体性を認めている。

特別な制度を設けた場合に現行法の解釈に悪影響を及ぼすことも懸念される。したがって，リーチサイト運営者の個々のリンク情報等に関する責任についての立法的な対応の当否については，これらの点を踏まえ，検討が行われる必要があると考えられる。

ⅱ　リーチサイト運営行為そのものに関する差止請求について

侵害の態様によっては，個々の著作物に係るリンク情報等の提供行為に関する予防措置（１１２条第２項）としてリーチサイト自体の削除が認められる可能性はあるものと考えられる。

このような場合に限らず，侵害コンテンツの拡散を助長する場であるリーチサイトを運営する行為自体を抽象的に著作権者の利益を害する危険をもたらすものとして，差止請求の対象とするべきか否かについて検討を行った。

リーチサイトは，多くの場合，侵害コンテンツへのリンク情報等を多数集積させ，利用者が関心のあるコンテンツを見つけやすいようにするための工夫を行った上で（他の海賊版サイトや汎用クラウドロッカー等に蔵置された）侵害コンテンツのリンク情報等の提供が行われていることから，個々のリンク情報等の提供を行う者との比較において，違法行為の助長の度合いがより大きいとも評価できる。

しかし，差止請求権は個々の著作物に係る著作権者が自己の権利の円満な実現をするために行使が認められる権利であるという性格を踏まえれば，上に述べたとおり１１２条第２項により差止が認められる個々の権利に関する侵害の排除や予防のために必要な範囲を超えて，サイト運営の差止を請求する権利を個々の権利者に付与することは過剰差止となるおそれがあること，及びサイトの中に含まれる適法な情報との関係でも過剰差止の問題が生じることから，慎重な検討が必要であると考えられる。

なお，この問題は，後述するインターネット情報検索サービスの検索結果においてリーチサイト等のトップページのＵＲＬの削除を請求することを認めるべきか否かの議論と共通する部分がある。この点については，サイト全体について差止請求権を認めていくのであれば，個々の権利者の救済ではなくて，集合的な意味での著作権者の救済という位置付けにすることによって差止請求を認めていく余地があるとの意見も出されている。

また，現在政府の知的財産戦略本部のタスクフォースにおいてサイトブロッキングの制度化も含めたインターネット上の海賊版に対する実効的な方策に関する議論が進められているところであるが，仮にサイトブロッキングが制度化される場合，同様に，サイト単位でのブロッキングを請求することができる主体について整理がなされる必要があるものと考えられる。

リーチサイトにおけるサイト運営行為に対する差止請求権についての立法的対応の当否やその内容については，これらの議論との整合性も踏まえつつ，慎重に検討がなされる必要があると考えられる。

カ．対象著作物について

ⅰ　有償著作物等への限定を行うべきか否かについて

対象著作物の範囲を有償著作物等に限定するべきか否かについては，以下の理由から，限定を行わないこととするのが適当であると考えられる。

・リーチサイト等の実態に関する権利者からの報告を踏まえれば，少なくとも無料放送や無料のウェブマンガが対象とならなければ権利保護が不十分なものとなる[28]ため，権利保護の実効性の確保の観点からは，少なくとも有償著作物への限定を行うべきではない。

・公衆送信権の侵害は基本的には著作物の種類を問わず同様に適用されるものであり，そして今般の対応はその侵害行為を助長するような行為について対応を図ろうとするものである。したがって，表現の自由という対抗利益への配慮のために特に必要性があるという場合は別段，基本的には著作物の種類等によって権利保護に差異を設けることは控えるべきと考えられる。

・対象著作物について要件が加重されればされるほど差止の対象となるか否かが利用者にとって判断しづらくなり[29]，かえって萎縮効果が生じやすくなる。

・表現の自由への配慮については，対象となるサイト等の限定や主観要件を適切に設定することで対応することが適当と考えられる。

ⅱ　いわゆるデッドコピー等への限定を行うべきか否かについて

対象著作物の範囲をいわゆる「デッドコピー」等への限定を行うべきか否か，一定程度表現の改変等を伴うものの取扱いをどうするかについて，以下の事例の取扱いを含め検討を行った。

①著作物の一部分（例：音楽番組における各歌手の演奏シーンや，お笑い番組の各ネタ，マンガ単行本のうち１話分）を切り出したもの

②映像の上下左右の端を少しだけ切除したもの

③映像の音声に字幕を付したもの

④マンガの台詞部分を翻訳したもの

⑤マンガを翻案し，新たなマンガを創作したもの

---

[28] 無償で提供されている著作物についても，少なくとも無許諾利用によりライセンス料相当額の被害が生じていると評価できるものと考えられる（第１１４条第３項）。なお，ロクラクⅡ事件では，有償提供されていない放送番組についても有償提供されていた放送番組の料金を基に損害額が認定されている。

[29] 例えば，「有償著作物」という限定がなされた場合，対象範囲は狭くはなるが，当該著作物が有償で販売されていないことが確認されない限り，差止対象となるかが明らかにはならない。この点，有償で販売されているものを見つけることは難しくない場合もあるが，有償販売されている著作物等を網羅的に検索できるシステムはないため，有償著作物に該当しないことを確認するのは事実上不可能ではないかと考えられる。

⑥映像のオープニングやエンディングなどの一部を切り取ったもの

⑦映像の再生スピードを変更することなどにより長さを変更したもの

⑧映像を複数のファイルに分割したもの

⑨（動画のフィンガープリントをすり抜けるために，）映像を「枠」付きにしたり反転させたり，明るさや色味を変更したりしたもの

⑩映像の一部分にロゴを張り付けたもの

⑪映像の音声を別の音声で吹き替えたもの

⑫映像の音声に加工を行ったもの

⑬白黒のマンガに着色したもの

これらについては，少なくとも⑤以外については，対象となるオリジナルの著作物の相当部分についてそのまま利用しているものであることを念頭において，差止の対象とするべきとの意見が複数示された。⑤を含めるか否かについては，

・「原作のまま」「デッドコピー」に限定すると少し変えたものですぐ潜脱されるということになりかねないし，「原作のまま」「デッドコピー」を規定するのも非常に難しく，かえって萎縮効果が働くので，他の要件絞った上で，この点については絞らない方がよい

として，これに積極的な意見があった一方，

・今般の対応は，およそ一般的に違法と適法の境界をどのように画定するかという問題ではなく，特に緊急に対応する必要性の高い悪質な行為をくくり出して対応するということならば，立法事実の明らかなものを対象とするべきである

として，これに消極的な意見もあった。

また，仮に⑤を除いた範囲を対象とすることとした場合における要件設定の仕方については，次のように，翻案権（２７条）や二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（２８条）の侵害を伴うものを除くという方法の他，「原作のまま」とするべきとの意見があった一方，そうした方法では対象が狭くなりすぎるか潜脱の恐れがあるとの意見，複製と翻案の相違について詰めた上で範囲は設定すべき旨の意見など，立法技術の面から慎重な検討を要する旨の意見が合った。

・「デッドコピー」は定義が難しく，「原作のまま」は一部を切り取った場合どうなるのかという問題があるので，２７条と２８条を省いた形の２１条型の利用，すなわち複製あるいは無形利用も含めそのまま利用を対象とするという方法が良いのではないか

・　加戸守行氏の逐条講義によれば，「原作のまま」かどうかは，原著作物として「複製権として機能する」行為か，それとも翻案など二次的著作物としての行為かという分け方をしているので，「原作のまま」という文言を用いることによって，①から④までが対象になることになると考えられるので，立法に当たっての一つの選択肢になるのではないか。例えば，④漫画のせりふだけを翻訳するというのは，漫画の絵の部分がそのまま残っているので「原作のまま」に当たる。なお，漫画のせりふだけ翻訳したという例については，平成２６年改正のときの国会でもそれは「原作のまま」に当たるとの政府答弁があったと承知している。

・　④は対象に含めるべきと考えるが，翻訳の部分があるので，絵の部分だけ見れば翻訳・翻案は含まれていなくて複製だから，２７条，２８条を除外しても④はなお対象になるのだという理解ができるかもしれないが，２７条，２８条を除外することで対応できるかどうかが気になる。また，絵はそのままで色を塗っているというケースも対象に含めるべきだと考えるが，創作性の付加があると考えられるので，どのような表現で対象に含めるか。他方，いわゆる２次創作的なものは除外するとして，その切り分けができるうまい表現を見つける必要があるが，私としてはうまい表現は見つかっていない。

・　通説的見解では翻案は表現者の何らかの個性が発揮されていればよいということになっており，⑥～⑫は何らかの個性の発揮がないとは言えず，翻案になる可能性があるため，翻案を伴うものを除外した場合に，これらが全部対象から漏れてしまうおそれがある。また，「デッドコピー」，「原作のまま」という絞りでは簡単に脱法されてしまう。脱法を招来するだけになるので，対象著作物の範囲で絞りこむのは無理だと思う。

・　仮に本質的特徴を直接感得できるか否かは，２１条でも２７条でも問題となるものであり，多くの事案では原告はそのことを理由に２１条と２７条の侵害の両方を主張しているので，この点を詰めた上で範囲の限定方法を考えるべきだ。

これらの意見を踏まえれば，オリジナルの著作物の相当部分をそのまま利用しているようなケースについては差止の対象とするべきという考え方を基本としつつ，具体的な制度設計に当たっては，差し当たり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型への対応という今般の制度整備の考え方，対象範囲を限定することによる潜脱のおそれ，立法技術上の対応可能性なども踏まえ，どのような形で対象を規定するのが妥当かについて検討が行われることが適当であると考えられる。

iii　国外における侵害コンテンツの取扱い

国外における侵害コンテンツの取扱いについては，パロディが適法となっている海外のパロディのサイトに掲載されたパロディ動画であればリンクを張ってもかまわないという考え方もあるのではないかとの意見もあった一方，今般の制度整備の対象は場や主観等の要件でかなり絞りがかけられているので「国内で行われたとしたならば・・・」という規定をいれるのはそれなりに合理的ではないかとの意見があった。また，現行法においては，

侵害コンテンツの拡散を防止する目的で，国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものについて権利制限規定の対象から除外している例（第３０条第１項第３号，平成３０年改正著作権法による改正後の第４７条の５第１項ただし書）も複数見られる。

これらを踏まえ，現行法においても国内法の及ばない（海外の）海賊版蔵置サイトに蔵置されている侵害コンテンツのリンク情報等が国内法の及ぶリーチサイトによって提供されることによる被害を防止するため，国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものに係るリンク情報等についても差止請求の対象とすることが適当と考えられる。

キ．その他の要素（正当な目的を有する場合の取扱い等）について

イからカの要素の他，例えば正当な目的を有する場合に差止の対象から除外するといった手当を行う必要性があるか否かについては，以下のように，これに積極的な意見と消極的な意見があった。

- みなし侵害にすると，引用規定など権利制限規定の適用を受けられない可能性が考えられるため，もし①の要件を満たすような限定的な場において，適法引用に当たるような形でリンク情報の提供を許容すべきだと考えられるのであれば，場の性質に関する認識を要件にしないとする場合は，これが許容されるようにするための安全弁があった方がいい。その際には，今回のＴＰＰ協定のための改正によって設けられる新著作権法第１１３条３項における「著作権者の利益を不当に害しない場合を除き」というような除外の仕方が参考になるのではないか。

- 今般のみなし侵害は場や主観に関する要件によって特に因果的寄与が特別に強度で悪質なものをくくり出してきているものなので，そういうものであれば，パロディ等は問題とならないと考えられるため，対応は必要ないのではないか。

これらの意見を踏まえれば，具体的な制度設計に当たり，場・手段に関する要件の設定の仕方も念頭において，そうした場等において行われる侵害コンテンツへのリンク情報等の提供をする行為のうち差止の対象外とするべきケースとしてどのようなものがあるかを検討した上で，特別な除外規定の要否の判断が行われることが適当であると考えられる。また，除外規定を置く場合は，後述するとおり，今般のみなし侵害行為は罰則の対象とすることを予定していることも踏まえ，明確性の確保にも留意するべきであると考えられる。

（２）刑事について

ア．新たな罰則を設ける必要性について

以下の理由から，差止請求の対象となる行為を法定することに伴い，刑事罰についても制度を設ける必要があると考えられる。

- リンク情報等の提供を通じて侵害コンテンツへの到達を容易にすることによって侵害コンテンツの拡散を助長する悪質な行為について著作権侵害とは別に独立して権利行使を認めることとするという今般の制度整備の趣旨に照らせば，民事上の請求による

救済を可能とするのみならず罰則を認めることによる抑止効果を生じさせることが適当であり，罰則も少なくとも一定の範囲で定めることが適当と考えられる。

・仮に幇助に当たる場合でも，実務上，正犯の立件ができない場合は立件が困難な場合が多いと考えられ，実際上の必要性も認められる。

・みなし侵害とすることを前提として考えると，このような取扱いは，侵害コンテンツの拡散に関わる他のみなし侵害行為を含め，著作権法体系における罰則全体との均衡の観点からも適当と考えられる。

イ．具体的な制度設計について

（１）を踏まえ，リーチサイト・リーチアプリ等におけるリンク情報等の提供行為及びリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為について罰則を設けるべきであると考えられる。

ⅰ リーチサイト・リーチアプリ等におけるリンク情報の提供行為に係る罰則

（１）のみなし侵害になるようなリーチサイト等の侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場等において侵害コンテンツのリンク情報等を提供する行為は，悪質性が強いと認められ，抑止効果が生じるようにすることが適当であると考えられることに加え，著作権法上の他の罰則との均衡の観点から，原則として当該行為を刑事罰の対象とするべきであると考えられる。

ただし，その際，（１）のみなし侵害行為のうち過失によるもの（違法にアップロードされた著作物と知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合）については表現行為への委縮効果への配慮から，刑事罰の対象から除外することが適当と考えられる。

なお，今般のみなし侵害行為に係る罰則ではリーチサイト・リーチアプリといった場・手段に係る要件が客観的構成要件要素となることが念頭に置かれていることから，故意処罰の原則（刑法３８条１項）から，当該要件を充足する場・手段であることについての故意が必要となり，この点について過失がある場合は処罰の対象とはならないものと考えられる。

ⅱ リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為に係る罰則

リーチサイトやリーチアプリといった，侵害コンテンツへの到達を容易にすることによって侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場の運営や手段の提供を行うことは，個々のリンク情報等の提供を行う者との比較において，違法行為を助長する度合いがより大きく，社会総体として見たときに著作権者により深刻な不利益を及ぼしていると評価できることから，個々の著作物等に係るリンク情報等の提供行為とは独立して，社会的な法益侵害を及ぼすもの[30]として，罰則の対象とするべきであると考えられる。

[30] 例えば技術的保護手段の回避装置等の提供行為については，個々の著作者の権利のみなし侵害の対象とはなっていな

また，このような制度の整備を行うに当たり，著作権侵害行為への関与の度合いがより強く，より悪質な行為であると評価される海賊版蔵置サイトの運営者の行為についても，リーチサイトの運営者に対する措置との均衡を図る観点から必要な措置を講じるべきであると考えられる。

iii 法定刑について

ⅰ及びⅱを罰則の対象とする場合におけるそれぞれの法定刑の在り方については，以下のような意見があった。

- 個人的法益侵害であるか社会的法益侵害であるかと法定刑の問題は連動しない議論であり，リーチサイトの運営が仮に社会的法益侵害だとしても，社会的法益侵害だからといって，法定刑が重くなることとは直結しない。社会的法益侵害の犯罪は刑法典にもたくさんあるが，窃盗罪（刑法２３５条）の法定刑より高いかというわけではない。リーチサイトが専ら侵害コンテンツを集めているような場であり，そういった場を運営することは，非常に大きな集合的な権利侵害性をもたらすものであるということに鑑みると，個々のリンク掲載行為に比べると全体として法益侵害性が高いというような構成が可能ではないか。

- 現行法の法定刑（別添３参照）を見た場合，みなし侵害では１１９条１項の１０年以下と同じにするというところまでいかず，また，私的使用目的でも軽くてもいいからあえて処罰するのだという１１９条３項の２年以下というのは除外するとすれば，３年と５年の中で決まるという方向になるのかなと思う。あとは，個々のリンク掲載行為に比べてリーチサイトの運営行為の方が重いと評価するかどうかに係るものと思われる。このような観点から，例えば運営行為の方が重いとするならば，例えばそちらの方を５年にし，リンク掲載行為は３年にして差を設けるのも一つの決断。そうではなく，刑法２５６条２項の盗品等関与罪のように，盗品を有償で買い受ける場合と盗品の有償処分あっせん，ブラックマーケットの形成に寄与するような場合とで法定刑が同じであることを踏まえ，両方同じにしてもいいという考え方もあり得る。

- みなし侵害にするという前提で考えると，やはり５年か３年かというところになるのだろうと思うが，今回は悪質な行為を特に切り出して対象にするというところがあるので，５年か３年かという選択肢の中ではやはり５年が適切なのではないか。

具体的な制度設計に当たり，これらの意見を踏まえ，現行著作権法における罰則の法定刑の考え方との整合性に留意しつつ，今般創設する各罰則の法益侵害の度合いに照らして適切な法定刑が検討されることが適当であると考えられる。

い一方，著作権侵害行為を助長する蓋然性が高く，社会的法益侵害を及ぼすものとして罰則の対象となっているものと考えられる。

２．インターネット情報検索サービスへの対応について

（１）対応の必要性

第３節２．で述べた通り，インターネット情報検索サービスについては，サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの，利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することによって，侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しており，侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。

また，第１節２．（２）に述べた通り，把握された実態からは，これまでのインターネット情報検索サービス事業者による対応では，個々の侵害コンテンツのリンク情報についてはＤＭＣＡに基づく削除が円滑に行われているものの，リーチサイトや海賊版サイトのトップページについては，円滑に削除が行われている状況とは認められない。また，サイト内のリンク情報についてＤＭＣＡに基づく削除通知を送れば，当該サイト全体が検索結果の表示順位において「降格」する処理が行われるとのことだが，権利者からは当該「降格」の仕組みによる対応が十分でないとの指摘がある。

現に，第１節２．（２）に述べた通り，漫画村の場合，全アクセスのうち検索サービスの経由のものの占める割合が，初期（２０１７年中旬～８月中旬）では３２％，閉鎖直前（２０１８年３月中旬～４月中旬）では２４％であったとのことであり，閉鎖直前に至るまで検索サービスの検索結果に表示される状態が続いていたとされる。また，長期間にわたって存在するリーチサイトについても，依然として検索サービス経由でのアクセスが２０％以上となっている。権利者の報告によれば，これらのサイト内の侵害コンテンツのリンク情報について多くの削除リクエストを送ったものの，「降格」処理は適切に行われていないとの認識が示されている。

また，大手インターネット情報検索サービスにおいて，「アニメ　無料」とのキーワードを用いて検索をすると，検索結果の１ページ目に表示されるリンク１０件中６件，上位３件が違法配信されているアニメのリーチサイトと疑われるサイトであり，「漫画　ダウンロード　無料　rar」とのキーワードを用いて検索すると，検索結果の１ページ目に表示されるリンク１０件中７件，上位４件が違法配信されているマンガのリーチサイトと疑われるサイトであった[31]。

このことから，検索サービスは，既に名が知られているリーチサイト等に到達するための手段のみならず，リーチサイトや海賊版サイトを探したいと考える利用者に対して，これらのサイトを発見させるという機能を果たしていると認められる。

リーチサイト・リーチアプリ等型に関し１．で検討したような必要な法制度の整備をすることによって国内法の及ぶリーチサイトにおけるリンク情報等の提供行為については差止請求等が可能となるものの，日本法が適用されないリーチサイトや海賊版蔵置サイトに

[31] 平成３０年８月３１日，Ｇｏｏｇｌｅを用いて検索を実施。

ついては差止請求等の対象とならないため，これらのサイト内の侵害コンテンツのリンク情報等がインターネット情報検索サービスにおいて提供されることによる侵害コンテンツの拡散を防ぐことは困難であると考えられる。

以上のことを踏まえれば，インターネット上の海賊版による被害を軽減させるためには，インターネット情報検索サービスにおけるリンク情報の提供行為，とりわけリーチサイトや海賊版サイトのトップページについて，検索結果から表示されないようにする等によって，インターネット情報検索サービスを経路としたこれらのサイトへのアクセスを防止するため，対応を行う必要性が認められる。

（２）対応を検討するに当たっての視点

前述のとおりインターネット情報検索サービスが侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与するものであると認められることに加え，以下の性質を考慮する必要があると考えられる。

・インターネット情報検索サービスの目的は中立的であり，侵害の助長を目的とするサービスではないこと

・インターネット情報検索サービスは，海賊版サイトやリーチサイトのみならず様々な一般のサイトの情報を検索結果として表示するものであることから，個人が一般的な言論活動を行うことを目的として開設しているSNSのアカウント等）における単発的に行われる表現の中に侵害コンテンツのリンク情報が含まれているようなケースも検索結果として含まれていること

・インターネット情報検索サービスにおける検索結果の提供は，検索事業者による表現行為としての側面を有するほか，公衆が，インターネット上に情報を発信したり，インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり，現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていること[32]。

・他方，インターネット情報検索サービスが行う情報提供の全てが上記の役割から正当化されるわけではなく，国民の権利の保護など公共の福祉のための一定の制約を受け得るものであること[33]。

（３）これまでの主な議論の状況

インターネット情報検索サービスを巡る問題をどのように解決していくかについて，以下のとおり，①立法的対応によることに積極的な意見，②立法的対応をする場合は慎重に検討を行うべきとの意見，③まずはソフトローによる当事者間での解決を促すべきとの意見があった。

＜①立法的対応によることに積極的な意見＞

[32] 最高裁平成２９年１月３１日決定民集７１巻１号６３頁
[33] 前掲注３２参照

（侵害コンテンツに係るリンク情報の提供行為について事業者には責任を負うとの意見）

・　行為の主観的な意味での悪質性に着目するわけではなく，客観的に著作権侵害を助長する結果を生み出してしまっているという，行為の客観的な結果に着目して規制するという意味では，リーチサイト，リーチアプリに対する対応とは趣旨が違うが，侵害コンテンツに係るリンク情報の提供行為が，検索結果で示されることによって侵害を助長するという事実があるとすると，これの削除を要請するということはあってしかるべきだ。現状，既に自主的に対応もされているということなので，請求権を創設する必要性というのは必ずしも高くないのかもしれないが，運用に対して正当性を与えるという意味では請求権を創設することが必要ではないか。

・　リーチサイトやリーチアプリのように侵害コンテンツへのアクセスの提供を目的としているものではなく，パターンは違うが，検索結果が出たと分かって，かつ削除を求められているのにあえて放置するのは，侵害コンテンツへのアクセスを容易化する行為を続けているということになるので，これも拡散を助長するような悪質な行為だからみなし侵害にする必要は高いと考える。

・　特定のＵＲＬが侵害コンテンツを掲載していることを具体的に知りながら，知った後においても当該ＵＲＬを検索結果として表示するサービスを継続することについては，検索エンジンサービス主体が法的責任を負い得るということは当然ではないかと考える。

（検索サービスの公益的性格に鑑み削除の判断基準を法定するべきとの意見）

・　検索サービス事業者は一定の場合に検索結果を削除する責任を負うことがあると思うが，検索サービス事業者が情報の流通の基盤として大きな役割を果たしているということなので，恣意的に，あるいは基準がはっきりしない中で検索結果の削除が行われるという事態も望ましくない。したがって，どういった場合に検索結果の削除が許されるのかも併せて検討していく必要があると考える。

（トップページのＵＲＬの削除についての立法を考えるべきとの意見）

・　トップページの問題を考えなければいけないのではないか。現在の著作権法のたてつけは個人の権利者が請求することになっているので，多数の著作権者を束ねている代理人あるいは仲介者が請求する分には容易だがトップページについて個別の権利者が請求できるとするのにはかなり無理があるように思う。集合的な意味での著作権の救済という位置付けにする，すなわち，消費者団体訴訟のような，関係する権利者に関する団体が請求する場合に差止を認めるような特別の立法もあり得るのではないか。

（制度設計次第では事業者に大きな負担にはならないとの意見）

・　特定のＵＲＬの検索結果からの削除は今現に行われており，それに応じることは検索事業者の大きな負担にはならないと考えるため，差止請求権を認めても特に問題はないのではないか。

・　現在，アメリカ法に準拠して特定性のあるNoticeが来たら特定のＵＲＬは削除するということが行われており，形で差止請求権があるのと同じ状態になっているので，それをいわばエンドースする形になるだけではないか。

・　アメリカの判例法上は検索エンジンがリンクを提供すること自体が著作権侵害になるかどうかというのは議論があるが，アメリカで５１２条ｄ項にNotice and Take Downをすれば損害賠償請求を免れるというセーフハーバーがあり，かつその場合は，５１２条ｊ項に基づく差止命令の対象にもなる。今回の議論は，免責ではなく差止請求権を付与するという形ではあるが，これと同じような対応だと理解をしているので，事業者の方にも聞いてみないといけないが，検索サービスが現状やっていることに大きく支障はないのではないか。

（差止請求を認める要件として通知の方法を法定することが適当との意見）

・　主観的要件に関し，検索サービス事業者に事前の監視義務を課すのは適当でない。極めて大量の情報を管理しているし，特に企業の場合，悪意となっている自然人の特定を要するのか，特定するとして誰の悪意なのかという問題を起こすおそれがあるので，単に「違法にアップロードされた著作物と知っている場合」という主観要件ではなく，一定の手続に従ったNoticeを必要とするような形で要件を立てた方がいいと考える。

・　検索結果について権利者に差止請求権を付与することは，少なくとも主観要件について，検索事業者が「違法にアップロードされた著作物であると知った」ときに削除義務を負うこととして，知るための手段を問わず主観要件を満たすということにした場合，現状グーグルがやっている運用を超えるようなものを要求することになるので，それをどう評価するかを検討すべきではないか。

・　基本的な考え方として法的責任は肯定されるように考える。ただ，インターネット情報検索サービスの中立的な目的であるとか社会インフラとしての重要性を考えた場合に，特に機械で自動的に処理している点や大量のＵＲＬを処理しているという点で一般の人の場合と比べて違うので，どのレベルの通知が来てどれぐらいの対応をしたときに是となるか非となるかというのについて，検索エンジンの特殊性は考慮されてしかるべきではないか。

＜②立法的対応をする場合は慎重に検討を行うべきとの意見＞

（インターネット情報検索サービスの公益性等を踏まえた検討が必要との意見）

・　①の「場・手段」，②の「主観要件」も限定がされていないため，ここでは，情報検索サービス一般について，どのような情報であればその検索結果の表示から削除をしてくれということが言えるかという一般論が問題となっていると思うが，その点の検討は十分でない。情報検索サービスは結果として違法行為を助長する面もあるが，違法な情報の拡散を目的とはしていない。そういう中立的な立場からインターネット上の情報流通の共通基盤として不可欠な役割を果たしている検索事業者に著作権侵害行為の拡散を回避するために一定の協力を求めるとすれば，どういう場合に可能かという意味では，

サイトブロッキングとも共通する面があるので，リーチサイト・リーチアプリ等の延長上に位置づけるのではなく，問題全体について基礎から整理する必要があるのではないか。

・　平成２９年の最高裁の決定の枠組みは，検索エンジンのインターネット上の情報流通の基盤としての公益性，つまり良い情報と悪い情報を仕分することなくあらゆる情報を一定の方針に従って提供することに認められる重要な価値とのと衡量をした結果，これと対立する法的利益の方が優越することが明らかな場合には検索事業者に対し，当該ＵＲＬ等情報を検索結果から削除することを請求できるというもの。「明らか」要件の意義を検討する場合にも，インターネット上の情報流通の基盤として検索エンジンが有している公益性をまずはっきりさせた上で，それとの関係で，侵害される法的利益の方が明らかに優越するというのはどのような場合に限られるかという点を詰めていくべきだ。

・　検索エンジンについては，削除請求の対象とする理由が間接侵害や幇助に該当するためなのかどうかについては，いまだ方向性が定まっていないように思う。ホスティングサービスについては，プロバイダ責任制限法の検討に当たり，免責規定がなければ一般法上責任があるという民事上の一般法理があるとの解釈がなされないよう，日本ではＤＭＣＡのようなセーフハーバー規定としないこととした。検索サービスにＤＭＣＡに相当するような手続を日本法に導入することを検討する場合は，ホスティングサービスに係るプロバイダ責任制限法との整合性も担保しながらどのような法制を設けるのかを検討していくべきだ。

・　検索サービスの検索結果を差止請求の対象とすると，違法かどうかや削除するかどうかの判断を自ら行わなければならなくなり，企業活動や表現の自由に対する制約にもなるので，まずはその前提として，リーチサイトが違法であるかどうかを明確にすることの方が重要なのではないか。

（損害賠償について慎重に検討すべきとの意見）

・　差止めについては，侵害コンテンツがあることが明らかであれば対応するというのは相対的にいえば比較的楽だが，損害賠償は場合によってかなり巨額になったりするので，慎重に考えた方がいい。

・　検索エンジン業者がプロバイダ責任制限法の特定電気通信役務提供者になるのかどうかが明らかでなく，仮にプロ責法の適用があるとしても，TVブレイク事件のように侵害の放置を理由として侵害主体になるとプロ責法上も発信者になって同法の適用がないという裁判例もあるので，損害賠償については，過大な負担，萎縮効果にならないように注意する必要があるのではないか。

（他の違法情報も含めた検索エンジン固有の問題として議論するべきとの意見）

・　検索エンジンの問題については，著作権侵害以外の情報も含め，違法な情報であることを知っていれば全部削除請求に応じなければならないというポリシーを日本でとるの

かという問題一般にも関わるので，検索エンジンに固有の問題として捉え，リーチサイトや間接侵害とは切り離して議論を詰めていくべきではないか。

＜③ソフトローなどによりまずは当事者間での解決を促すべきとの意見＞

・　検索サービス事業者は著作権者と利害が正面から対立しているわけではなく，協力関係を築くことができるので，プロバイダ責任制限法ガイドラインの作成のときのように，検索エンジンについても，お互い相手方の事情について情報共有しながら望ましい解決に向かって協議ができる場を設定することが，双方にとってより望ましいことではないか。

・　グローバルな自主規制で問題が平準的に解決されているという事実があるのであれば，インターネットのフラグメンテーションを避けるという意味からも，立法政策上，これをある程度尊重するという方向性はあるが，グローバルなルールでは日本においては運用上には不十分なところや使いづらさがあり，問題があるという場合に，法律上検索サービス事業者に口を出す方法が全くないというのは望ましくない。今回の結論としては，法を作るか何もしないかの１対ゼロではなく，その間にあるオプションも複数考えるべきだ。例えば，一定期間内に当事者が共同でアグリーメントを作ることとし，効果が出ているかを確認して効果が出ていなかったら具体的な立法を行う，ということを本小委員会として明示する。また，当事者の話合いのフォーラムに関することや，アグリーメントをどのように作っていくかについて本小委員会で議論することも選択肢としてあるのではないか。

（参考）仮に立法的対応を行うとする場合の個別の各論点について

＜対象著作物＞

・　侵害コンテンツであることについて，デッドコピーであれば比較的わかりやすいが，２次創作や類似するものについては不明確なので委縮効果が怖い。侵害コンテンツであることが明らかなもの，あるいはデッドコピーに限るといったことを検討するべきだ。

＜検索用語（クエリー）との関係＞

・　対応を徹底していくと本来は検索用語（クエリー）との検索結果の表示の関係性を検証していかなければならなくなるが，それが技術的に非常にハードルが高いものであると，検索事業者の責任が余りにも高くなるのではないか。

・　クエリーによって区別するという観点はあり得る。その意味は，様々な人が様々な目的でインターネット上の情報を検索するものであり，全ての人に対して中立的に一定の情報を提供するということが検索エンジンが担っている公益的な機能であるとすると，検索エンジンにおけるＵＲＬの表示が特定の利用の仕方との関係では違法となりうるけれども，全ての人との関係で一般的に違法になるとはなかなか言いにくいという面を考慮すべきではないか。

・　プライバシー侵害になるかどうかは諸般の事情を総合考慮して決定されることであるので，どういうクエリーによって当該特定のＵＲＬにたどり着いてくるかということはプライバシーとの関係においては意味を持つ可能性があるとは思う。一方，そこにアップされているコンテンツが違法に公衆送信されているものであれば，どういうクエリーをたどってアクセス者がそのＵＲＬに来たのかということにかかわらず公衆送信権侵害になるため，著作権侵害との関係においてはクエリーについて特に考慮する必要はないと考える。

＜費用負担について＞

・　差止の前提となる責任の問題とも関係してくるが，差止に対応するコストの分担の問題やどの程度コストが掛かるのかも踏まえて考えていくべきなのではないか。

（４）差し当たりの対応の方向性

（１）で述べたとおり，インターネット情報検索サービスは中立的な目的で提供されているものではあるが，行為の客観的な結果に着目すれば，前述のとおり，侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与している。

このようなことを踏まえ，（３）で整理したように，インターネット情報検索サービス事業者が，検索結果に表示されているリンク情報が侵害コンテンツに容易に到達することを可能とするものであると知りながらこれを放置する行為については，一定の場合に当該事業者が法的責任を負うべきであり，差止請求の対象となってしかるべきであるという意見が複数の委員から寄せられた。その際，トップページについても，問題への対処の必要性を踏まえ，請求主体について立法上の工夫をした上で差止請求権を付与する余地がある旨の意見があった。

他方で，インターネット情報検索サービスの検索結果について一定の場合に差止請求権を付与することについては，

・インターネット上の情報流通の共通基盤として重要な役割を果たしているインターネット情報検索サービスの公益的な性格を踏まえ，検索サービス事業者に求められるべき法的責任の有無やその内容について慎重に検討を行うべきだ

・仮に差止請求を認めるとしても，検索サービス事業者に対し権利者が所定の方法で通知を行うことを求めるか等の点について，インターネット情報検索サービスの特性を踏まえて検討を行う必要がある

といった意見があったことを踏まえ，こうした点についてもさらに検討を行う必要があるものと考えられる。

また，個々の侵害コンテンツへのリンク情報については，日本法において削除請求権は明示的に法定されていないものの，事実上，米国著作権法のルールに則って対応がなされ

ているため，個々の侵害コンテンツへのリンク情報の削除請求権を法定することについては，日本法における根拠を明らかにするとの意義はあったとしても，（１）で確認した問題の解決に直接的につながるものではない。

したがって，仮に差止請求権の付与を検討する場合は，リーチサイトや海賊版サイトのトップページについての対応について検討を行うことが，実際上の問題解決に向けた対応としてはより意義があるものと考えられるが，この点について検討を行う上では，過剰差止の問題をどのようにクリアするかといった点について慎重に検討を行う必要があるものと考えられる。

他方，第２回本小委員会においては，権利者団体から，本問題の解決のため，インターネット情報検索サービス事業者と権利者との協議の場を設けることが要望されているとともに，検索サービス事業者側からも，権利者との話合いにより民間レベルで海賊版との戦いを進めていきたいとの意向が示されているところである。また，このような方向性については，（３）で示したように，委員からは，まずは民間によるソフトローによる対応を促すことを支持する意見もあったところである。

以上のことを踏まえ，本小委員会としては，差し当たりの対応として，以下のような対応をとることが適当と考える。

・これまでに把握されたようにインターネット情報検索サービスの検索結果にとりわけリーチサイトや海賊版サイトのトップページのＵＲＬが表示されることによって生じている侵害コンテンツへのアクセスの助長が防止されるよう，現在把握されている問題の解決を果たすため，手段を限定することなく，実効的な方策を採ることが最も重要であると考える。

・そのための方法として，立法的措置も検討の対象となり得るが，関係者の意向も踏まえれば，まずは権利者団体及びインターネット情報検索サービス事業者において協議の場を設け，当事者間の取組により，運用上の解決を図ることも有力な選択肢となるものと考えられる。

・具体的には，リーチサイトや海賊版サイトのトップページの検索結果からの削除若しくは降格処理が適切かつ円滑に行われ，実際に検索サービスを通じた海賊版サイトやリーチサイトへのアクセスが防止される状態が確保されるよう，そのプロセスや内容の透明性にも配慮しつつ，運用上の改善方策を検討されることが期待される。その方策の具体的内容については，検索サービスがインターネット上の情報の流通において果たす役割の公共性と著作権者の正当な利益の保護とのバランスに留意して検討されることが求められるが，例えば以下のようなものが考えられる。

①リーチサイトや海賊版サイトのトップページの検索結果からの削除が認められ得る場合には，その基準を明確にすること

②リーチサイトや海賊版サイトのトップページを含むサイト全体について検索結果における「降格」処理が行われるメカニズムの明確化及び運用の改善[34]を行うこと

・したがって，差し当たり，本小委員会としては，権利者団体及び検索サービス事業者に対し，速やかに協議の場を設定し，具体的な改善方策の検討に着手することを求めるとともに，しかるべき時期にその検討状況の報告を求めることとする。具体的には，本課題（リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応）に関する検討の中間的なとりまとめを行う時期において，関係者から取組の進捗状況の報告を求めたい。

・そして，本小委員会としては，その段階において，当事者間における取組によって本課題の解決を図ることができるとの見通しが得られるかどうかを見極めた上で，立法的対応の検討を進める必要があるか否かについて判断を行うこととしたい。

[34] 例えば，削除要請が大量に送られたサイトについては，アクセスが多いことを理由とする上昇シグナルを機能しにくくし，降格シグナルが優先するようにすることや，一定の条件を満たす信頼性が確認された団体が認定した悪質な海賊版サイトについては，一定の条件の下でより円滑に降格シグナルを発生させること等が考えられる

別添１

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為として，以下の２つの行為類型が確認された。

「サイト」型（いわゆる「リーチサイト」の類型）
「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

平成２８年１２月２７日（火）
文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第４回）

「サイト」型（いわゆる「リーチサイト」の類型）

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して，ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型

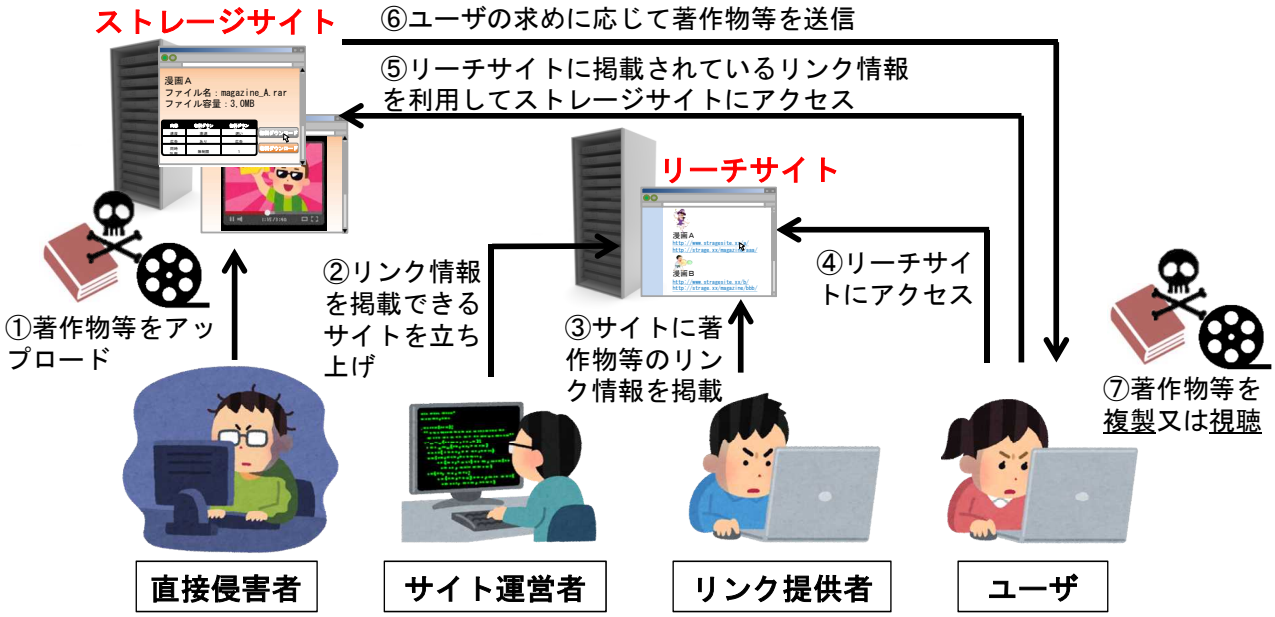

※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある

ストレージサイトの形態
・ユーザに対して，著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある
・ユーザに対して，有料の高速ダウンロードサービスを提供する形態が確認されている

リーチサイトの形態
・ハイパーリンク形式（※1）のリンクが掲載されている場合とインラインリンク形式（※2）のリンクが掲載されている場合がある
・リンクが複数掲載されている場合と単数掲載されている場合がある
・広告が掲載されている場合とされていない場合がある

（※1）ユーザがリンクをクリックすることにより，リンク先サイトに接続し，リンク先サイトの画面上でコンテンツが表示されるもの。
（※2）ユーザの操作を介することなく，リンク先サイトの画面又はこれを構成するコンテンツファイルが自動的に表示されるように設定されているもの。

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

アプリケーションソフトを介して，違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して，ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型

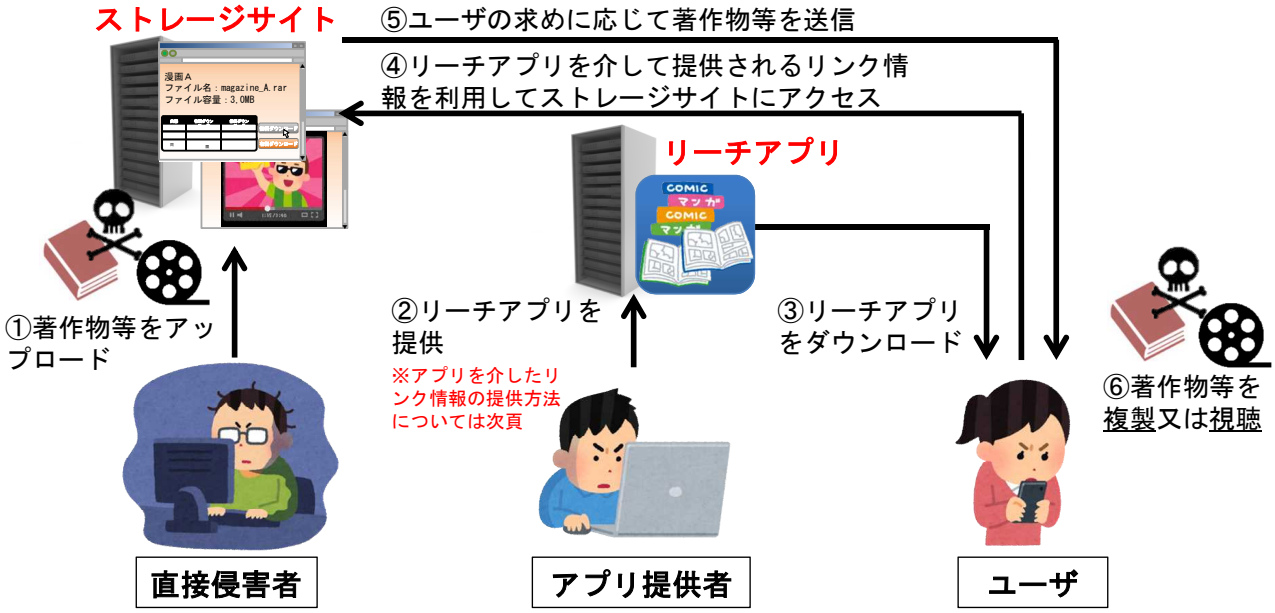

ストレージサイトの形態
・ユーザに対して著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある

リーチアプリの形態
・ハイパーリンク形式によるリンクが提供される場合とインラインリンク形式によるリンクが提供される場合がある
・広告が掲載されているものが確認されている

（「アプリ」型における）アプリを介したリンク情報の提供方法

情報埋め込み型
アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ

（リンクを更新させるためにはアプリを更新させる必要がある）

外部情報取得型
アプリ内にはリンク情報がなく，アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ

①アプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

①−１　ユーザがアプリを起動すると自動的に，アプリ提供者が蔵置したリンク情報のリストを取得するタイプ
①−２　ユーザに，アプリ画面を介してアプリ提供者が用意した検索エンジンを使用させ，検索結果としてリンクを取得するタイプ

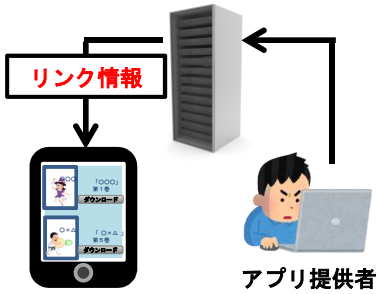

②アプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

②−１　ユーザに，アプリ画面を介して，アプリに組み込まれた条件で外部の汎用検索エンジンを使用させ，検索結果としてリンクを取得するタイプ
②−２　ユーザに，アプリ画面を介して，外部の特定サイト内の検索エンジンを使用させ，検索結果として当該特定サイト内のリンクを取得するタイプ

侵害コンテンツへの閲覧経路

別添２

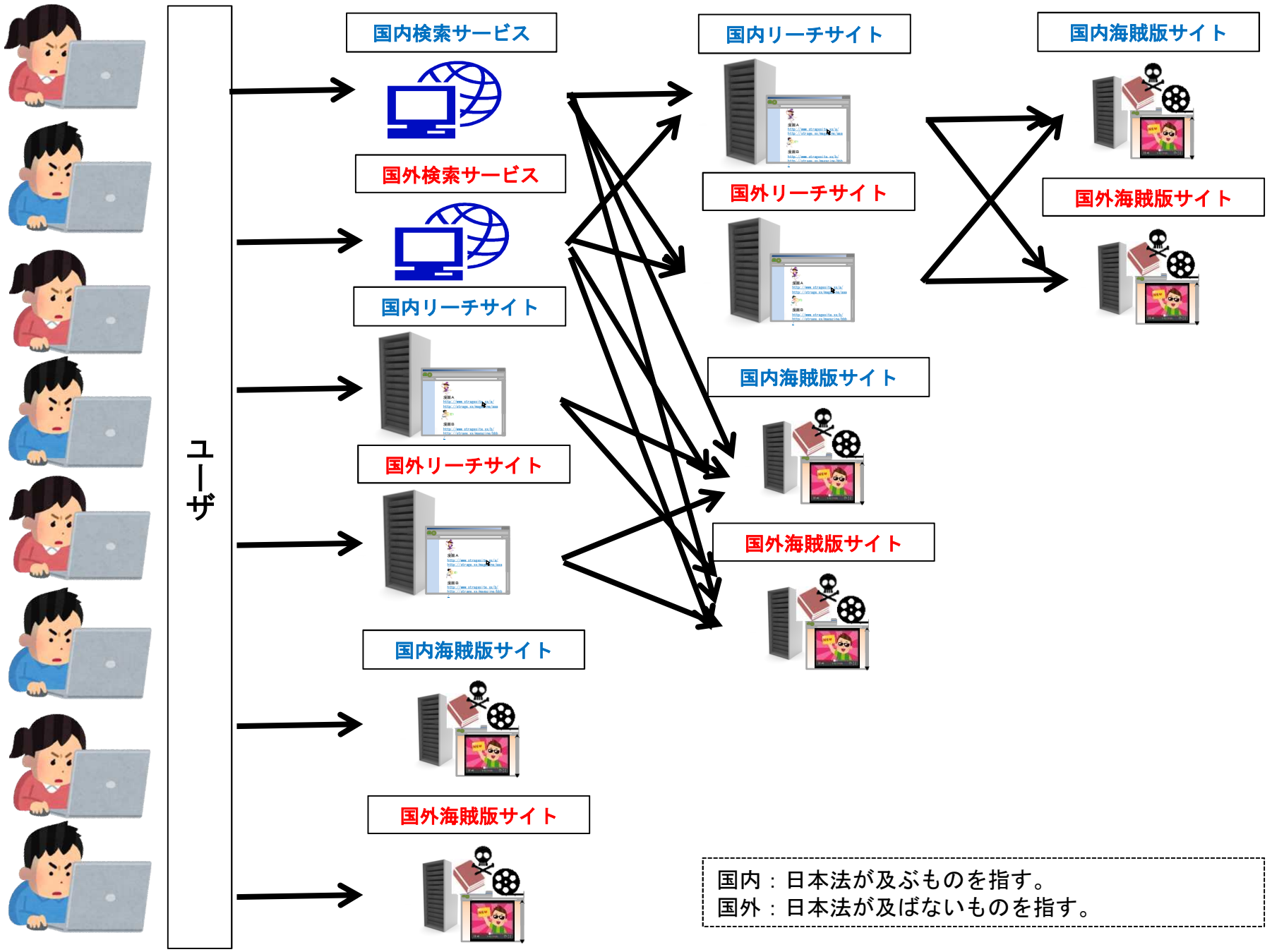

国内：日本法が及ぶものを指す。
国外：日本法が及ばないものを指す。

別添３

著作権法における差止請求の対象となる行為と罰則について（財産権関係）

差止請求の対象となる行為		罰則		
		根拠規定	差止請求の対象範囲との相違等	法定刑
著作権侵害等	原則 （私的使用目的の複製、みなし侵害を除く）	119 条 1 項	相違なし	10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金／併科
	私的使用目的の複製（公衆用設置自動複製機器による複製）（30 条 1 項 1 号）	（罰則なし）		
	私的使用目的の複製（技術的保護手段の回避による複製）（30 条 1 項 2 号）	（罰則なし）		
	私的使用目的の複製（違法自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画）（30 条 1 項 3 号）	119 条 3 項	有償著作物等に限る。	2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金／併科
（明文規定なし）		刑法 62 条	著作権侵害等を幇助した者	正犯の刑を減刑（刑法 63 条）
（明文規定なし）		119 条 2 項 2 号	営利を目的として公衆用設置自動複製機器を権利侵害となる複製に使用させた者	5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金／併科
みなし侵害	侵害物の国内頒布目的輸入（113 条 1 項 1 号）	119 条 2 項 3 号	相違なし	5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金／併科
	侵害物の頒布、頒布目的所持、頒布の申出、輸出、輸出目的所持（113 条 1 項 2 号）		相違なし	
	違法複製プログラムの業務上使用（113 条 2 項）	119 条 2 項 4 号	相違なし	5 年以下の懲役若しくは 500 万以下の罰金／併科
	権利管理情報の改変等（113 条 3 項）	120 条の 2 第 3 号	営利目的に限る。	3 年以下の懲役若しくは 300 万以下の罰金／併科
	国内頒布目的商業用レコードの国内頒布目的輸入等（113 条 5 項）	120 条の 2 第 4 号	営利目的に限る。	3 年以下の懲役若しくは 300 万以下の罰金／併科
（明文規定なし）		120 条の 2 第 1 号	技術的保護手段回避装置の公衆譲渡等	3 年以下の懲役若しくは 300 万以下の罰金／併科
（明文規定なし） なお、TPP 整備法（※）により一定の技術的利用制限手段の回避行為はみなし侵害となる。		120 条の 2 第 2 号	業として公衆からの求めに応じて行う技術的保護手段の回避	3 年以下の懲役若しくは 300 万以下の罰金／併科

※環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（施行日はいわゆるＴＰＰ１１協定の我が国における発効日。平成 30 年 7 月 27 日現在未施行）